

条 例 議 案 の 概 要

—平成31年3月定例会—

目 次

議案第 16 号 盛岡市民生委員定数条例の一部を改正する条例について	1
議案第 17 号 盛岡市いじめ問題対策連絡協議会等条例について	3
議案第 18 号 盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について	5
議案第 19 号 盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	7
議案第 20 号 盛岡市特別会計設置条例の一部を改正する条例について	11
議案第 21 号 消費税法及び地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について	13
議案第 22 号 盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	27
議案第 23 号 盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例について	43
議案第 24 号 盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について	46
議案第 25 号 盛岡市地区振興センター条例の一部を改正する条例について	48
議案第 26 号 盛岡市地域交流活性化センター条例の一部を改正する条例について	51
議案第 27 号 盛岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について	54
議案第 28 号 盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	57
議案第 29 号 盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	59
議案第 30 号 盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例について	61
議案第 31 号 盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について	62
議案第 32 号 盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について	65
議案第 33 号 盛岡市勤労福社会館条例の一部を改正する条例について	68
議案第 34 号 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について	72
議案第 35 号 盛岡市武道館条例の一部を改正する条例について	75
議案第 36 号 盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について	77

議案第 16 号

盛岡市民生委員定数条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

民生委員・児童委員の一斉改選に合わせ、各民生児童委員協議会とヒアリングを行い、定数を調整した結果、民生委員の定数を改めようとするものである。

2 改正の内容

民生委員の定数を 591人から 595人に改める。

3 施行期日

平成31年12月 1 日

4 その他

定数の増減の内訳は、増員 6 地区、減員 2 地区である。

盛岡市民生委員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市民生委員定数条例 平成26年3月26日条例第2号 改正 略 <u>平成31年3月1日条例第1号</u> 盛岡市民生委員定数条例 民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき、民生委員の定数を<u>595人</u>とする。 附 則 略 <u>附 則（平成31年条例第1号）</u> この条例は、平成31年12月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市民生委員定数条例 平成26年3月26日条例第2号 改正 盛岡市民生委員定数条例 民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき、民生委員の定数を<u>591人</u>とする。 附 則 略</p>

議案第 17 号

盛岡市いじめ問題対策連絡協議会等条例について

1 制定の趣旨

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、盛岡市いじめ問題対策連絡協議会、盛岡市いじめ調査委員会及び盛岡市いじめ再調査委員会を設置しようとするものである。

2 条例の内容

(1) 盛岡市いじめ問題対策連絡協議会

ア 所掌事務

(ア) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項について協議を行うこと。

(イ) いじめの防止等に関する機関及び団体相互の連絡調整を行うこと。

イ 組織

委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(ア) 市立学校（市立幼稚園を除く。）の校長

(イ) 教育委員会事務局の職員

(ウ) 岩手県が設置する児童相談所の職員

(エ) 盛岡地方法務局の職員

(オ) 岩手県警察の職員

(カ) (ア) から(オ) までに掲げる者のほか、いじめの防止等に関する機関及び団体に属する者のうち教育委員会が必要と認めた者

ウ 任期

委員の任期は、2年とする。

エ 招集

盛岡市いじめ問題対策連絡協議会は、教育委員会が招集する。

オ 庶務

盛岡市いじめ問題対策連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(2) 盛岡市いじめ調査委員会

ア 所掌事務

- (ア) いじめの防止等のための対策に關し必要な事項を調査審議すること。
- (イ) 法第24条の規定により教育委員会が行った調査に対し意見を述べること。
- (ウ) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこと。

イ 組織

委員5人以内をもって組織し、委員は、法律、医療、心理、福祉等に關し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

ウ 任期

委員の任期は、2年とする。

エ 臨時委員

- (ア) 盛岡市いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- (イ) 臨時委員は、特別の事項に關し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- (ウ) 調査委員会が特別の事項について議事を開き、議決を行う場合においては、臨時委員を委員とみなす。

オ 招集

調査委員会は、教育委員会が招集する。

カ 庶務

調査委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(3) 盛岡市いじめ再調査委員会

ア 所掌事務

- (2) ア(ウ)の調査の結果について調査を行うこと。

イ 組織、任期及び臨時委員

調査委員会と同様とする。ただし、委員の委嘱は、市長が行う。

ウ 招集

盛岡市いじめ再調査委員会は、市長が招集する。

エ 庶務

盛岡市いじめ再調査委員会の庶務は、子ども未来部において処理する。

3 施行期日

平成31年4月1日

議案第 18 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

2 改正の内容

職員定数を次のとおり改めるものである。

区分	現行（人）	改正後（人）	増減（人）
市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）	1,436（うち福祉事務所 123）	1,430（うち福祉事務所 126）	△6（うち福祉事務所 3）
水道事業及び下水道事業	200	201	1
病院事業	227	232	5
議会の事務部局	14	14	0
教育委員会の事務部局	77	79	2
学校	233	231	△2
学校以外の教育機関	48	48	0
選挙管理委員会の事務部局	6	6	0
監査委員の事務部局	7	7	0
農業委員会の事務部局	12	13	1
公平委員会の事務部局	2	2	0
合計	2,262	2,263	1

3 施行期日

平成31年4月1日

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前																																																												
○盛岡市職員定数条例 昭和33年6月20日条例第25号 改正 略 <u>平成31年3月 日条例第 号</u>	○盛岡市職員定数条例 昭和33年6月20日条例第25号 改正 略																																																												
盛岡市職員定数条例 盛岡市職員定数条例(昭和24年条例第42号)の全部を改正する。	盛岡市職員定数条例 盛岡市職員定数条例(昭和24年条例第42号)の全部を改正する。																																																												
第1条 この条例は、職員の定数を定めることを目的とする。	第1条 この条例は、職員の定数を定めることを目的とする。																																																												
第2条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者(6月以内の期間を定めて雇用される者を除く。)をいう。	第2条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者(6月以内の期間を定めて雇用される者を除く。)をいう。																																																												
第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。	第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">定数</th><th style="text-align: center;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局(水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。)</td><td style="text-align: center;"><u>1,430人</u></td><td>うち<u>126人</u>は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。</td></tr> <tr> <td>水道事業及び下水道事業</td><td style="text-align: center;"><u>201人</u></td><td></td></tr> <tr> <td>病院事業</td><td style="text-align: center;"><u>232人</u></td><td></td></tr> <tr> <td>議会の事務部局</td><td style="text-align: center;"><u>14人</u></td><td></td></tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td><td style="text-align: center;"><u>79人</u></td><td></td></tr> <tr> <td>学校</td><td style="text-align: center;"><u>231人</u></td><td></td></tr> <tr> <td>学校以外の教育機関</td><td style="text-align: center;"><u>48人</u></td><td></td></tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局</td><td style="text-align: center;"><u>6人</u></td><td></td></tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td><td style="text-align: center;"><u>7人</u></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	定数	備考	市長の事務部局(水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。)	<u>1,430人</u>	うち <u>126人</u> は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。	水道事業及び下水道事業	<u>201人</u>		病院事業	<u>232人</u>		議会の事務部局	<u>14人</u>		教育委員会の事務部局	<u>79人</u>		学校	<u>231人</u>		学校以外の教育機関	<u>48人</u>		選挙管理委員会の事務部局	<u>6人</u>		監査委員の事務部局	<u>7人</u>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">定数</th><th style="text-align: center;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局(水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。)</td><td style="text-align: center;"><u>1,436人</u></td><td>うち<u>123人</u>は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。</td></tr> <tr> <td>水道事業及び下水道事業</td><td style="text-align: center;"><u>200人</u></td><td></td></tr> <tr> <td>病院事業</td><td style="text-align: center;"><u>227人</u></td><td></td></tr> <tr> <td>議会の事務部局</td><td style="text-align: center;"><u>14人</u></td><td></td></tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td><td style="text-align: center;"><u>77人</u></td><td></td></tr> <tr> <td>学校</td><td style="text-align: center;"><u>233人</u></td><td></td></tr> <tr> <td>学校以外の教育機関</td><td style="text-align: center;"><u>48人</u></td><td></td></tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局</td><td style="text-align: center;"><u>6人</u></td><td></td></tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td><td style="text-align: center;"><u>7人</u></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	定数	備考	市長の事務部局(水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。)	<u>1,436人</u>	うち <u>123人</u> は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。	水道事業及び下水道事業	<u>200人</u>		病院事業	<u>227人</u>		議会の事務部局	<u>14人</u>		教育委員会の事務部局	<u>77人</u>		学校	<u>233人</u>		学校以外の教育機関	<u>48人</u>		選挙管理委員会の事務部局	<u>6人</u>		監査委員の事務部局	<u>7人</u>	
区分	定数	備考																																																											
市長の事務部局(水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。)	<u>1,430人</u>	うち <u>126人</u> は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。																																																											
水道事業及び下水道事業	<u>201人</u>																																																												
病院事業	<u>232人</u>																																																												
議会の事務部局	<u>14人</u>																																																												
教育委員会の事務部局	<u>79人</u>																																																												
学校	<u>231人</u>																																																												
学校以外の教育機関	<u>48人</u>																																																												
選挙管理委員会の事務部局	<u>6人</u>																																																												
監査委員の事務部局	<u>7人</u>																																																												
区分	定数	備考																																																											
市長の事務部局(水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。)	<u>1,436人</u>	うち <u>123人</u> は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。																																																											
水道事業及び下水道事業	<u>200人</u>																																																												
病院事業	<u>227人</u>																																																												
議会の事務部局	<u>14人</u>																																																												
教育委員会の事務部局	<u>77人</u>																																																												
学校	<u>233人</u>																																																												
学校以外の教育機関	<u>48人</u>																																																												
選挙管理委員会の事務部局	<u>6人</u>																																																												
監査委員の事務部局	<u>7人</u>																																																												

改正後	改正前												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td><td style="text-align: center;"><u>13人</u></td></tr> <tr> <td>公平委員会の事務部局</td><td style="text-align: center;"><u>2人</u></td></tr> <tr> <td>合計</td><td style="text-align: center;"><u>2,263人</u></td></tr> </tbody> </table>	農業委員会の事務部局	<u>13人</u>	公平委員会の事務部局	<u>2人</u>	合計	<u>2,263人</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td><td style="text-align: center;"><u>12人</u></td></tr> <tr> <td>公平委員会の事務部局</td><td style="text-align: center;"><u>2人</u></td></tr> <tr> <td>合計</td><td style="text-align: center;"><u>2,262人</u></td></tr> </tbody> </table>	農業委員会の事務部局	<u>12人</u>	公平委員会の事務部局	<u>2人</u>	合計	<u>2,262人</u>
農業委員会の事務部局	<u>13人</u>												
公平委員会の事務部局	<u>2人</u>												
合計	<u>2,263人</u>												
農業委員会の事務部局	<u>12人</u>												
公平委員会の事務部局	<u>2人</u>												
合計	<u>2,262人</u>												
第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの(以下「定数外」という。)とする。 (1) 休職を命ぜられた職員 (2) 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員 (3) 法令の規定により、市が援助又は配慮をするとできるとされる公共的団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの (4) 育児休業又は自己啓発等休業をしている職員で市長が承認したもの	第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの(以下「定数外」という。)とする。 (1) 休職を命ぜられた職員 (2) 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員 (3) 法令の規定により、市が援助又は配慮をするとできるとされる公共的団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの (4) 育児休業又は自己啓発等休業をしている職員で市長が承認したもの												
2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とする。	2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とする。												
第5条 第3条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織、分課別の定数は、それぞれの任命権者が定める。 附 則 略 <u>附 則(平成31年条例第 号)</u> この条例は、平成31年4月1日から施行する。	第5条 第3条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織、分課別の定数は、それぞれの任命権者が定める。 附 則 略												

議案第 19 号

盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

職員に対し正規の勤務時間を超えて、又は週休日に勤務することを命ずることができる時間等を定めるため、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

職員に対し正規の勤務時間を超えて、又は週休日に勤務することを命ずることができる時間等について規則で定めることとする。

3 施行期日

平成31年4月1日

盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例施行規則に規定予定の主な事項

○時間外勤務命令の上限

- ・ (1) (2) 以外の職員
 - ・ 1箇月について45時間以下
 - ・ 1年について 360時間以下
- ・ (2) 他律的な業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重の高い部署に勤務する職員
 - ・ 1箇月について 100時間未満
 - ・ 1年について 720時間以下
 - ・ 1年のうち、1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数 6箇月

○上限時間の特例・要因の整理分析等

- ・ 大規模災害への対処等の重要な業務であって、特に緊急に処理することを要する業務に従事する職員又は従事していた職員に対しては、上限時間を超えて時間外勤務を命じることができる。
- ・ 上限時間を超えて時間外勤務命令を命じた場合には、その要因の整理、分析及び検証を行うものとする。

盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一節を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例 昭和34年12月24日条例第34号</p> <p>改正 路 <u>平成31年3月 日条例第 1号</u></p> <p>盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例 第1条から第7条まで 略 (勤務時間等の特例)</p> <p>第8条 任命権者は、業務のため臨時に必要がある場合においては、職員に對し正規の勤務時間を超えて、又は週休日に勤務することを命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定により勤務することを命ずることができる時間その他の同項の規定による命令に關し必要な事項は、規則で定める。 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に遅するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間ににおける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜</p>	<p>○盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例 昭和34年12月24日条例第34号</p> <p>改正 路</p> <p>盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例 第1条から第3条まで 略 (勤務時間等の特例)</p> <p>第8条 任命権者は、業務のため臨時に必要がある場合においては、職員に對し正規の勤務時間を超えて、又は週休日に勤務することを命ずることができる。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に遅するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間ににおける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜</p>

改正後	改正前
<p>における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>前条第1項</u>に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に遅するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、<u>前条第1項</u>に規定する勤務をさせてはならない。</p> <p>4 前3項の規定は、第14条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に遅するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間ににおける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第14条第1項に規定する要介護者のある職員（規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該</p>	<p>における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>前条</u>に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に遅するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、<u>前条</u>に規定する勤務をさせてはならない。</p> <p>4 前3項の規定は、第14条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に遅するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間ににおける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第14条第1項に規定する要介護者のある職員（規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該</p>

改正後	改正前
<p>要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を発育する」とあるのは「第14条第1項に規定する要介護者のある職員（規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に關し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第8条の3から第18条まで 略 附 則 (平成31年条例第 号) この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を発育する」とあるのは「第14条第1項に規定する要介護者のある職員（規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、勤務の制限に関する手續その他の勤務の制限に關し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第8条の3から第18条まで 略 附 則 略</p>

商工観光部 新産業拠点形成推進事務局

議案第 20 号

盛岡市特別会計設置条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

新産業等用地整備事業の円滑な運営及び経理の適正化を図るため、新産業等用地整備事業費特別会計を設置しようとするものである。

2 改正の内容

新産業等用地整備事業に係る特別会計として、盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計を加える。

3 施行期日

平成31年4月1日

盛岡市特別会計設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市特別会計設置条例 昭和39年3月30日条例第21号 改正略 <u>平成31年 月 日条例第 号</u> 盛岡市特別会計設置条例 (趣旨) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、特別会計の設置について必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 次の各号に掲げる事業等の円滑な運営と経理の適正を図るため、当該各号に定める特別会計を設置する。 (1) 公設浄化槽事業 盛岡市公設浄化槽事業費特別会計 (2) 農業集落排水事業 盛岡市農業集落排水事業費特別会計 (3) 中央卸売市場事業 盛岡市中央卸売市場費特別会計 <u>(4) 新産業用地賃借事業 盛岡市新産業用地賃借事業費特別会計</u> (5) 土地先行取得事業 盛岡市土地取得事業費特別会計 (6) 東中野財産区 盛岡市東中野財産区特別会計 (7) 東中野、東安庭、門財産区 盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計 (収入及び歳出) 第3条 前条に規定する特別会計においては、それぞれ当該事業等より生ずる収入、一般会計換入金、借入金及び附帯諸収入をもつてその歳入とし、当該事業等に要する経費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸支出をもつてその歳出とする。 附 則 略 附 則 (平成31年条例第 号)	○盛岡市特別会計設置条例 昭和39年3月30日条例第21号 改正略 盛岡市特別会計設置条例 (趣旨) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、特別会計の設置について必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 次の各号に掲げる事業等の円滑な運営と経理の適正を図るため、当該各号に定める特別会計を設置する。 (1) 公設浄化槽事業 盛岡市公設浄化槽事業費特別会計 (2) 農業集落排水事業 盛岡市農業集落排水事業費特別会計 (3) 中央卸売市場事業 盛岡市中央卸売市場費特別会計 (4) 土地先行取得事業 盛岡市土地取得事業費特別会計 (5) 東中野財産区 盛岡市東中野財産区特別会計 (6) 東中野、東安庭、門財産区 盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計 (収入及び歳出) 第3条 前条に規定する特別会計においては、それぞれ当該事業等より生ずる収入、一般会計換入金、借入金及び附帯諸収入をもつてその歳入とし、当該事業等に要する経費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸支出をもつてその歳出とする。 附 則 略

改正後	改正前
この条例は、平成31年4月1日から施行する。	

議案第 21 号

消費税法及び地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

1 制定の趣旨

消費税法（昭和63年法律第 108号）及び地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、関係する条例の規定の整理をしようとするものである。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市立病院使用料及び手数料条例（第2条）
- (2) 盛岡市水道事業給水条例（第15条の2，第28条及び第29条）
- (3) 盛岡市下水道条例（別表第1）
- (4) 盛岡市中央卸売市場業務規程（第55条，第58条，第59条，第62条及び第71条）
- (5) 盛岡市夜間急患診療所条例（第5条）
- (6) 盛岡市農業集落排水施設条例（第11条）
- (7) 盛岡市公設浄化槽条例（第13条）

3 改正の内容

- (1) 市立病院の使用料及び手数料を算定するに当たって基本となる額に乗ずる割合を 100分の 108から 100分の 110に改める。（上記2(1)）
- (2) 水道事業の給水についての加入金、水道料金及び私設消火栓の料金の額を次のとおり改める。
(上記2(2))

ア 加入金

メーターの口径	改正前	改正後
13ミリメートル	46,440円	47,300円
20ミリメートル	127,440円	129,800円
25ミリメートル	216,000円	220,000円
30ミリメートル	330,480円	336,600円
40ミリメートル	657,720円	669,900円
50ミリメートル	1,130,760円	1,151,700円
75ミリメートル	3,046,680円	3,103,100円
100ミリメートル	6,248,880円	6,364,600円
150ミリメートル	17,247,600円	17,567,000円

イ 基本料金（1月につき）

メーターの口径	改正前	改正後
13ミリメートル	972円	990円
20ミリメートル	1,620円	1,650円
25ミリメートル	2,592円	2,640円
30ミリメートル	4,860円	4,950円
40ミリメートル	8,964円	9,130円
50ミリメートル	16,308円	16,610円
75ミリメートル	42,876円	43,670円
100ミリメートル	89,424円	91,080円
150ミリメートル	256,932円	261,690円

ウ 従量料金（1m³につき）

用途等の区分		給水量	改正前	改正後
一般用	メーターの口径が25ミリメートル以下	10m ³ までの分	64円	66円
		10m ³ を超え20m ³ までの分	122円	124円
		20m ³ を超え30m ³ までの分	216円	220円
		30m ³ を超え1,000m ³ までの分	270円	275円
		1,000m ³ を超える分	216円	220円
	メーターの口径が30ミリメートル以上	1,000m ³ までの分	270円	275円
		1,000m ³ を超える分	216円	220円
公衆浴場用	一般公衆浴場	—	51円	52円
	温泉浴場	100m ³ までの分	140円	143円
		100m ³ を超える分	216円	220円
臨時用		—	507円	517円

エ 私設消火栓を消防訓練のために使用した場合の料金

単位	改正前	改正後
私設消火栓 1個につき 1回の放水10分までごとに	216円	220円

(3) 公共下水道の使用料の額を次のとおり改める。（上記2(3)）

ア 基本使用料（1月につき）

汚水の種別	改正前	改正後
一般汚水	977円	995円
公衆浴場汚水	977円	995円

イ 従量使用料（1m³につき）

汚水の種別	汚水の排出量	改正前	改正後
一般汚水	10m ³ までの分	44円	45円
	10m ³ を超えて20m ³ までの分	99円	101円
	20m ³ を超えて30m ³ までの分	139円	141円
	30m ³ を超えて50m ³ までの分	192円	195円
	50m ³ を超える分	252円	257円
公衆浴場汚水	—	22円	23円
臨時汚水	—	297円	302円

(4) 卸売金額、売買仕切金及び買受代金を算定するに当たって基本となる額に乗ずる割合を 100 分の 8 から 100 分の 8 (卸売をした物品が飲食料品以外のものである場合にあっては 100 分の 10) に改め、市場の使用料を算定するに当たって基本となる額に乗ずる割合を 100 分の 108 から 100 分の 110 に改め、委託手数料の額を次のとおり改める。 (上記 2(4))

【改正前】 卸売をした物品の数量に卸売価格を乗じて得た額の合計額に料率を乗じて得た額
【改正後】 卸売をした物品の数量に当該物品の価格を乗じて得た額の合計額に料率を乗じて得た額に当該料率を乗じて得た額の 100 分の 10 に相当する額を加えた額

(5) 夜間急患診療所の使用料及び手数料を算定するに当たって基本となる額に乗ずる割合を 100 分の 108 から 100 分の 110 に改める。 (上記 2(5))

(6) 農業集落排水施設の使用料の額を次のとおり改める。 (上記 2(6))

区分	改正前	改正後
基本額（1世帯あたり）	1,440円	1,467円
加算額（世帯員1人につき）	426円	434円

(7) 公設浄化槽の使用料の額を次のとおり改める。 (上記 2(7))

区分	改正前	改正後
5人槽	3,909円	3,982円
6人槽から7人槽まで	4,423円	4,505円
8人槽から10人槽まで	5,040円	5,133円

4 施行期日

平成31年10月1日

【第1条】盛岡市立病院使用料及び手数料条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市立病院使用料及び手数料条例 改正 略 <u>平成31年3月一日条例第1号</u> 盛岡市立病院使用料及び手数料条例	○盛岡市立病院使用料及び手数料条例 改正 略 昭和33年12月27日条例第51号
第1条 略 (使用料及び手数料)	第1条 略 (使用料及び手数料)
第2条 市立病院の使用料及び手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。 (1) 消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税(以下「消費税等」という。)が課されるもの 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号) (以下「算定方法等」という。)に定めのあるものについて算定方法等により算定した額と、算定方法等に定めのないものについて当該給付に要する費用を基準として病院事業管理者が定めるところにより算定した額との合算額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (2) 消費税等が課されないもの 算定方法等に定めのあるものについて算定方法等により算定した額と、算定方法等に定めのないものについて当該給付に要する費用を基準として病院事業管理者が定めるところにより算定した額の合算額 2 前項の規定にかかわらず、自動車損害賠償保険法(昭和30年法律第97号)の規定の適用に係るもの(生活保護法(昭和25年法律第144号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、同法第56条第1項に規定する法令、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)又は中国残留邦人等	第2条 市立病院の使用料及び手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。 (1) 消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税(以下「消費税等」という。)が課されるもの 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号) (以下「算定方法等」という。)に定めのあるものについて算定方法等により算定した額と、算定方法等に定めのないものについて当該給付に要する費用を基準として病院事業管理者が定めるところにより算定した額との合算額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (2) 消費税等が課されないもの 算定方法等に定めのあるものについて算定方法等により算定した額と、算定方法等に定めのないものについて当該給付に要する費用を基準として病院事業管理者が定めるところにより算定した額の合算額 2 前項の規定にかかわらず、自動車損害賠償保険法(昭和30年法律第97号)の規定の適用に係るもの(生活保護法(昭和25年法律第144号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、同法第56条第1項に規定する法令、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)又は中国残留邦人等

改正後	改正前
の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定により行われるもの(以下「算定方法等により算定した額」とあるのは、「算定方法等により算定した額の倍額」とする。)の使用料及び手数料の額については、同項中「算定方法等により算定した額」とあるのは、「算定方法等により算定した額の倍額」とする。	の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定により行われるもの(以下「算定方法等により算定した額」とあるのは、「算定方法等により算定した額の倍額」とする。)
3 前2項の規定にかかわらず、国、地方公共団体及び社会保険団体との特別の契約によるものの使用料及び手数料の額は、当該契約に基づき病院事業管理者が定める額とする。	3 前2項の規定にかかわらず、国、地方公共団体及び社会保険団体との特別の契約によるものの使用料及び手数料の額は、当該契約に基づき病院事業管理者が定める額とする。
第3条及び第4条 略 附 則 略 附 則(平成31年条例第1号抄)	第3条及び第4条 略 附 則 略
1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。	

【第2条】盛岡市水道事業給水条例 新旧対照表

改正後	改正前																																								
○盛岡市水道事業給水条例 昭和35年3月30日条例第14号 改正 路 <u>平成31年3月 日条例第 1号</u> 盛岡市水道事業給水条例 目次及び第1条から第15条まで 路 (加入金) 第15条の2 給水装置の新設又は増径(給水装置の改造でメーターの口径の増大を伴うものをいう。以下同じ。)をする者から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の加入金を徴収する。 (1) 新設の場合 次表の左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表の当該右欄に定める額	○盛岡市水道事業給水条例 昭和35年3月30日条例第14号 改正 路 盛岡市水道事業給水条例 目次及び第1条から第15条まで 路 (加入金) 第15条の2 給水装置の新設又は増径(給水装置の改造でメーターの口径の増大を伴うものをいう。以下同じ。)をする者から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の加入金を徴収する。 (1) 新設の場合 次表の左欄に掲げるメーターの口径の区分に応じ、同表の当該右欄に定める額																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">メーターの口径</th> <th style="text-align: right; padding: 2px;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="padding: 2px;">13ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">47,300円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">20ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">129,800円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">25ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">220,000円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">30ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">336,800円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">40ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">669,900円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">50ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">1,151,700円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">75ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">3,103,100円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">100ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">6,364,600円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">150ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">17,567,000円</td></tr> </tbody> </table>	メーターの口径	金額	13ミリメートル	47,300円	20ミリメートル	129,800円	25ミリメートル	220,000円	30ミリメートル	336,800円	40ミリメートル	669,900円	50ミリメートル	1,151,700円	75ミリメートル	3,103,100円	100ミリメートル	6,364,600円	150ミリメートル	17,567,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">メーターの口径</th> <th style="text-align: right; padding: 2px;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="padding: 2px;">13ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">46,440円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">20ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">127,440円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">25ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">216,000円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">30ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">330,480円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">40ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">657,720円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">50ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">1,130,760円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">75ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">3,046,680円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">100ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">6,248,880円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">150ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">17,247,600円</td></tr> </tbody> </table>	メーターの口径	金額	13ミリメートル	46,440円	20ミリメートル	127,440円	25ミリメートル	216,000円	30ミリメートル	330,480円	40ミリメートル	657,720円	50ミリメートル	1,130,760円	75ミリメートル	3,046,680円	100ミリメートル	6,248,880円	150ミリメートル	17,247,600円
メーターの口径	金額																																								
13ミリメートル	47,300円																																								
20ミリメートル	129,800円																																								
25ミリメートル	220,000円																																								
30ミリメートル	336,800円																																								
40ミリメートル	669,900円																																								
50ミリメートル	1,151,700円																																								
75ミリメートル	3,103,100円																																								
100ミリメートル	6,364,600円																																								
150ミリメートル	17,567,000円																																								
メーターの口径	金額																																								
13ミリメートル	46,440円																																								
20ミリメートル	127,440円																																								
25ミリメートル	216,000円																																								
30ミリメートル	330,480円																																								
40ミリメートル	657,720円																																								
50ミリメートル	1,130,760円																																								
75ミリメートル	3,046,680円																																								
100ミリメートル	6,248,880円																																								
150ミリメートル	17,247,600円																																								
<p>(2) 増径の場合 増径前後の各メーターの口径に対応する前号の表の額の差額に相当する額</p> <p>2 加入金は、第5条第1項の規定による承認の際送付する納入通知書により納入しなければならない。</p>	<p>(2) 増径の場合 増径前後の各メーターの口径に対応する前号の表の額の差額に相当する額</p> <p>2 加入金は、第5条第1項の規定による承認の際送付する納入通知書により納入しなければならない。</p>																																								

改正後	改正前																																																										
3 既納の加入金は、還付しない。ただし、当該新設又は増径に係る給水装置による給水の開始前に当該給水装置工事の申込み又はその承認が取り消された場合は、この限りでない。	3 既納の加入金は、還付しない。ただし、当該新設又は増径に係る給水装置による給水の開始前に当該給水装置工事の申込み又はその承認が取り消された場合は、この限りでない。																																																										
4 第11条及び第13条第1項の規定は、加入金について準用する。この場合において、第11条第2項中「毎月」とあるのは、「納期ごと」と読み替えるものとする。	4 第11条及び第13条第1項の規定は、加入金について準用する。この場合において、第11条第2項中「毎月」とあるのは、「納期ごと」と読み替えるものとする。																																																										
第16条から第27条まで 路 (料金の額)	第16条から第27条まで 路 (料金の額)																																																										
第28条 料金の額は、次の各号に掲げる料金の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額とする。	第28条 料金の額は、次の各号に掲げる料金の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額とする。																																																										
<p>(1) 基本料金 次表に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">メーターの口径</th> <th style="text-align: right; padding: 2px;">金額(1月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="padding: 2px;">13ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">980円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">20ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">1,650円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">25ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">2,640円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">30ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">4,950円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">40ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">9,130円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">50ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">16,610円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">75ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">43,670円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">100ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">91,080円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">150ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">261,690円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 従量料金 次表に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">用途等の区分</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">給水量</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">金額(1立方メートルにつき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">一般用 メーターの口径が10立方メートルまでの25ミリメートル以下</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">10立方メートルまでの25ミリメートル以下</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">66円</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="text-align: center; padding: 2px;">10立方メートルを超える</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">124円</td></tr> </tbody> </table>	メーターの口径	金額(1月につき)	13ミリメートル	980円	20ミリメートル	1,650円	25ミリメートル	2,640円	30ミリメートル	4,950円	40ミリメートル	9,130円	50ミリメートル	16,610円	75ミリメートル	43,670円	100ミリメートル	91,080円	150ミリメートル	261,690円	用途等の区分	給水量	金額(1立方メートルにつき)	一般用 メーターの口径が10立方メートルまでの25ミリメートル以下	10立方メートルまでの25ミリメートル以下	66円		10立方メートルを超える	124円	<p>(1) 基本料金 次表に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">メーターの口径</th> <th style="text-align: right; padding: 2px;">金額(1月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="padding: 2px;">13ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">972円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">20ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">1,620円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">25ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">2,592円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">30ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">4,860円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">40ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">8,964円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">50ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">16,308円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">75ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">42,876円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">100ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">89,424円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">150ミリメートル</td><td style="text-align: right; padding: 2px;">256,932円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 従量料金 次表に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">用途等の区分</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">給水量</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">金額(1立方メートルにつき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">一般用 メーターの口径が10立方メートルまでの25ミリメートル以下</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">10立方メートルまでの25ミリメートル以下</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">64円</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td><td style="text-align: center; padding: 2px;">10立方メートルを超える</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">122円</td></tr> </tbody> </table>	メーターの口径	金額(1月につき)	13ミリメートル	972円	20ミリメートル	1,620円	25ミリメートル	2,592円	30ミリメートル	4,860円	40ミリメートル	8,964円	50ミリメートル	16,308円	75ミリメートル	42,876円	100ミリメートル	89,424円	150ミリメートル	256,932円	用途等の区分	給水量	金額(1立方メートルにつき)	一般用 メーターの口径が10立方メートルまでの25ミリメートル以下	10立方メートルまでの25ミリメートル以下	64円		10立方メートルを超える	122円
メーターの口径	金額(1月につき)																																																										
13ミリメートル	980円																																																										
20ミリメートル	1,650円																																																										
25ミリメートル	2,640円																																																										
30ミリメートル	4,950円																																																										
40ミリメートル	9,130円																																																										
50ミリメートル	16,610円																																																										
75ミリメートル	43,670円																																																										
100ミリメートル	91,080円																																																										
150ミリメートル	261,690円																																																										
用途等の区分	給水量	金額(1立方メートルにつき)																																																									
一般用 メーターの口径が10立方メートルまでの25ミリメートル以下	10立方メートルまでの25ミリメートル以下	66円																																																									
	10立方メートルを超える	124円																																																									
メーターの口径	金額(1月につき)																																																										
13ミリメートル	972円																																																										
20ミリメートル	1,620円																																																										
25ミリメートル	2,592円																																																										
30ミリメートル	4,860円																																																										
40ミリメートル	8,964円																																																										
50ミリメートル	16,308円																																																										
75ミリメートル	42,876円																																																										
100ミリメートル	89,424円																																																										
150ミリメートル	256,932円																																																										
用途等の区分	給水量	金額(1立方メートルにつき)																																																									
一般用 メーターの口径が10立方メートルまでの25ミリメートル以下	10立方メートルまでの25ミリメートル以下	64円																																																									
	10立方メートルを超える	122円																																																									

改正後			改正前		
メーターの口径が30ミリメートル以上の分 上	20立方メートルまでの分		20立方メートルまでの分		
	20立方メートルを超える分	220円	20立方メートルを超える分	216円	
	30立方メートルまでの分		30立方メートルまでの分		
	30立方メートルを超える分	276円	30立方メートルを超える分	270円	
	1,000立方メートルまでの分		1,000立方メートルまでの分		
	1,000立方メートルを超える分	220円	1,000立方メートルを超える分	216円	
	メーターの口径が1,000立方メートルまでの分	275円	メーターの口径が1,000立方メートルまでの分	270円	
	30ミリメートル以下の分		30ミリメートル以下の分		
公衆浴場用	1,000立方メートルを超える分	220円	1,000立方メートルを超える分	216円	
	一般公衆浴場	52円	一般公衆浴場	51円	
	温泉浴場	143円	温泉浴場	140円	
臨時用			臨時用		

- 2 前項第1号の表において「1月」とは、毎月の定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。）から翌月の定例日までの期間をいう。
- 3 第1項の規定にかかわらず、定例日以外の日に水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した場合（正当な理由がないと管理者が認めた場合を除く。）における当該使用を開始し、中止し、又は廃止した日の直前の定例日から当該使用を開始し、中止し、又は廃止した日の直後の定例日までの期間に係る料金の額（30ミリメートル以上のメーターの口径に係る料金の額を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基本料金の額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に従量料金の額を加算して得た額とする。
- (1) 定例日以外の日に水道の使用を開始した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基本料金の額
 ア 当該使用を開始した日からその日の直後の定例日までの期間の日数（以下「開始後日数」という。）が30日未満の場合 1月分の基本料金の額を30で除し、これに開始後日数を乗じて得た額
 イ 開始後日数が30日以上の場合 1月分の基本料金の額
- (2) 定例日以外の日に水道の使用を中止し、又は廃止した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基本料金の額
 ア 当該使用を中止し、又は廃止した日の直前の定例日の翌日から当該使用を中止し、又は廃止した日までの期間の日数（以下「中止・廃止前日数」という。）が30日未満の場合 1月分の基本料金の額を30で除し、これに中止・廃止前日数を乗じて得た額
 イ 中止・廃止前日数が30日以上の場合 1月分の基本料金の額
- 4 第1項第2号の表に規定する用途の認定基準は、管理者が定める。
 (私設消火栓の料金)
- 第29条 私設消火栓を消防訓練のため使用した場合の料金は、私設消火栓1個につき1回の放水10分までごとに220円として算定した額とする。
- 第29条の2から第44条まで 路
 附 則 略
 附 則 (平成31年条例第1号抄)
- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の盛岡市水道事業給水条例第28条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）のから継続している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に水道料金（以下「料金」という。）の支払を受けた権利が確定するもの（施行日以後初

改正後			改正前		
く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基本料金の額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に従量料金の額を加算して得た額とする。	く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基本料金の額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に従量料金の額を加算して得た額とする。				
(1) 定例日以外の日に水道の使用を開始した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基本料金の額 ア 当該使用を開始した日からその日の直後の定例日までの期間の日数（以下「開始後日数」という。）が30日未満の場合 1月分の基本料金の額を30で除し、これに開始後日数を乗じて得た額 イ 開始後日数が30日以上の場合 1月分の基本料金の額	(1) 定例日以外の日に水道の使用を開始した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基本料金の額 ア 当該使用を開始した日からその日の直後の定例日までの期間の日数（以下「開始後日数」という。）が30日未満の場合 1月分の基本料金の額を30で除し、これに開始後日数を乗じて得た額 イ 開始後日数が30日以上の場合 1月分の基本料金の額				
(2) 定例日以外の日に水道の使用を中止し、又は廃止した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基本料金の額 ア 当該使用を中止し、又は廃止した日の直前の定例日の翌日から当該使用を中止し、又は廃止した日までの期間の日数（以下「中止・廃止前日数」という。）が30日未満の場合 1月分の基本料金の額を30で除し、これに中止・廃止前日数を乗じて得た額 イ 中止・廃止前日数が30日以上の場合 1月分の基本料金の額	(2) 定例日以外の日に水道の使用を中止し、又は廃止した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基本料金の額 ア 当該使用を中止し、又は廃止した日の直前の定例日の翌日から当該使用を中止し、又は廃止した日までの期間の日数（以下「中止・廃止前日数」という。）が30日未満の場合 1月分の基本料金の額を30で除し、これに中止・廃止前日数を乗じて得た額 イ 中止・廃止前日数が30日以上の場合 1月分の基本料金の額				
4 第1項第2号の表に規定する用途の認定基準は、管理者が定める。 (私設消火栓の料金)	4 第1項第2号の表に規定する用途の認定基準は、管理者が定める。 (私設消火栓の料金)				
第29条 私設消火栓を消防訓練のため使用した場合の料金は、私設消火栓1個につき1回の放水10分までごとに220円として算定した額とする。	第29条 私設消火栓を消防訓練のため使用した場合の料金は、私設消火栓1個につき1回の放水10分までごとに216円として算定した額とする。				
第29条の2から第44条まで 路 附 則 略	第29条の2から第44条まで 路 附 則 略				

改正後	改正前
<p>めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるもの（以下「特定水道使用」という。）にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいい、当該確定した日がない場合には、特定水道使用を開始した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る料金については、なお従前の例による。</p> <p>4. 前2項の月数は、順に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。</p>	

【第3条】盛岡市下水道条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市下水道条例 昭和36年3月28日条例第15号 改正 略 <u>平成31年3月 日条例第 1号</u> 盛岡市下水道条例 目次及び第1条から第13条まで 略 (使用料の算定) 第14条 使用料の額は、別表第1に定める基本使用料の額と同表により算定した従量使用料の額を加算して得た額とする。 第15条から第29条まで 略 附 則 略 附 則 (平成31年条例第 1号抄) 1. この条例は、平成31年10月1日から施行する。 3. 第3条の規定による改正後の盛岡市下水道条例第14条の規定にかかわらず、施行日前から続続している公共下水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるもの（以下「特定公共下水道使用」という。）にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいい、当該確定した日がない場合には、特定公共下水道使用を開始した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る使用料については、なお従前の例による。 4. 前2項の月数は、順に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。</p>	<p>○盛岡市下水道条例 昭和36年3月28日条例第15号 改正 略 盛岡市下水道条例 目次及び第1条から第13条まで 略 (使用料の算定) 第14条 使用料の額は、別表第1に定める基本使用料の額と同表により算定した従量使用料の額を加算して得た額とする。 第15条から第29条まで 略 附 則 略</p>

改正後				改正前			
別表第1（第14条関係）		別表第1（第14条関係）		汚水の種別		基本使用料 (1月につき)	
		従量使用料				従量使用料	
		汚水の排出量	金額			(1立方メートルにつき)	
一般汚水	995円	10立方メートルまでの分	46円	一般汚水	977円	10立方メートルまでの分	44円
		10立方メートルを超える分	101円			10立方メートルを超える分	99円
		20立方メートルまでの分	141円			20立方メートルを超える分	139円
		30立方メートルまでの分	195円			30立方メートルを超える分	192円
		50立方メートルまでの分	257円			50立方メートルを超える分	252円
公衆浴場汚水	995円	—	23円	公衆浴場汚水	977円	—	22円
臨時汚水	—	—	302円	臨時汚水	—	—	297円

備考

- 1 水道水（30ミリメートル以上の口径の市の水道メーターを設置した給水装置により供給を受けるものを除く。）を使用した場合において、定例日以外の日に公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した場合（正当な理由がないと管理者が認めた場合を除く。）における当該使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- 1 水道水（30ミリメートル以上の口径の市の水道メーターを設置した給水装置により供給を受けるものを除く。）を使用した場合において、定例日以外の日に公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した場合（正当な理由がないと管理者が認めた場合を除く。）における当該使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した場合の区分に応じ、それそれぞれ次に定める額

改正後		改正前	
開した日の直前の定例日から当該使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した日の直後の定例日までの期間に係る基本使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。		開した日の直前の定例日から当該使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した日の直後の定例日までの期間に係る基本使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。	
(1) 定例日以外の日に公共下水道の使用を開始し、又は再開した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額		(1) 定例日以外の日に公共下水道の使用を開始し、又は再開した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
ア 当該使用を開始し、又は再開した日からその日の直後の定例日までの期間の日数（以下「開始・再開後日数」という。）が30日未満の場合 1ヶ月分の基本使用料の額を30で除し、これに開始・再開後日数を乗じて得た額		ア 当該使用を開始し、又は再開した日からその日の直後の定例日までの期間の日数（以下「開始・再開後日数」という。）が30日未満の場合 1ヶ月分の基本使用料の額を30で除し、これに開始・再開後日数を乗じて得た額	
イ 開始・再開後日数が30日以上の場合 1ヶ月分の基本使用料の額		イ 開始・再開後日数が30日以上の場合 1ヶ月分の基本使用料の額	
(2) 定例日以外の日に公共下水道の使用を休止し、又は廃止した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額		(2) 定例日以外の日に公共下水道の使用を休止し、又は廃止した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
ア 当該使用を休止し、又は廃止した日の直前の定例日の翌日から当該使用を休止し、又は廃止した日までの期間の日数（以下「休止・廃止前日数」という。）が30日未満の場合 1ヶ月分の基本使用料の額を30で除し、これに休止・廃止前日数を乗じて得た額		ア 当該使用を休止し、又は廃止した日の直前の定例日の翌日から当該使用を休止し、又は廃止した日までの期間の日数（以下「休止・廃止前日数」という。）が30日未満の場合 1ヶ月分の基本使用料の額を30で除し、これに休止・廃止前日数を乗じて得た額	
イ 休止・廃止前日数が30日以上の場合 1ヶ月分の基本使用料の額		イ 休止・廃止前日数が30日以上の場合 1ヶ月分の基本使用料の額	
2 水道水と水道水以外の水とを併用した場合の当該水の使用に係る汚水の従量使用料は、当該水を水道水と水道水以外の水とに区分したそれぞれの水の使用に係る汚水の排出量に応じて算定した額の合計額とする。		2 水道水と水道水以外の水とを併用した場合の当該水の使用に係る汚水の従量使用料は、当該水を水道水と水道水以外の水とに区分したそれぞれの水の使用に係る汚水の排出量に応じて算定した額の合計額とする。	
3 汚水の種別の認定は、管理者の定めるところによる。		3 汚水の種別の認定は、管理者の定めるところによる。	
別表第2 路		別表第2 路	

【第4条】盛岡市中央卸売市場業務規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市中央卸売市場業務規程 昭和46年12月25日条例第51号 改正 路 <u>平成31年3月 日条例第 1号</u></p> <p>盛岡市中央卸売市場業務規程 目次及び第1条から第54条まで 略 (卸売予定数量等の報告)</p> <p>第55条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) セリ又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。）</p> <p>(2) 相對取引により当日卸売をする物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）</p> <p>(3) 第42条第1項第1号ア及びウ並びに第2号から第4号までの規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をする物品</p> <p>(4) 第44条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品</p> <p>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) セリ又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）</p> <p>(2) 相對取引により当日卸売をした物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）</p> <p>(3) 第42条第1項各号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をした物品</p>	<p>○盛岡市中央卸売市場業務規程 昭和46年12月25日条例第51号 改正 路</p> <p>盛岡市中央卸売市場業務規程 目次及び第1条から第54条まで 略 (卸売予定数量等の報告)</p> <p>第55条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) セリ又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。）</p> <p>(2) 相對取引により当日卸売をする物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）</p> <p>(3) 第42条第1項第1号ア及びウ並びに第2号から第4号までの規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をする物品</p> <p>(4) 第44条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品</p> <p>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) セリ又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）</p> <p>(2) 相對取引により当日卸売をした物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）</p> <p>(3) 第42条第1項各号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をした物品</p>

改正後	改正前
<p>(4) 第44条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（当該卸売をした物品のうち飲食料品（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品をいう。以下同じ。）であるものに係るセリ又若しくは入札又は相對取引に係る金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加えた金額及び当該卸売をした物品のうち飲食料品以外のものに係るセリ又若しくは入札又は相對取引に係る金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加えた金額を合計した金額をいう。）を市長に報告しなければならない。</p> <p>第56条から第57条まで 略 (仕切り及び送金)</p> <p>第58条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（完買仕切書又は完買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、数量及び価格、当該卸売をした物品のうち飲食料品であるものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の8に相当する金額並びに当該卸売をした物品のうち飲食料品以外のものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の10に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第63条ただし書の規定による卸売代金の変更をしたときは、当該変更に係る物品の品目、等級、数量及び価格、当該変更に係る物品のうち飲食料品であるものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の8に相当する金額並びに当該変更に係る物品のうち飲食料品以外のものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の10に相当する金額）、控除すべき第59条第1項に規定する委託手数料、当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び</p>	<p>(4) 第44条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（</p> <p>セリ又若しくは入札又は相對取引に係る金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加えた金額をいう。以下同じ</p> <p>）を市長に報告しなければならない。</p> <p>第56条から第57条まで 略 (仕切り及び送金)</p> <p>第58条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（完買仕切書又は完買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、数量及び価格、当該</p> <p>数量に当該価格 を乗じて得た金額の合計額並びに当該合計額の100分の8に相当する金額</p> <p>（当該委託者の責めに帰すべき理由により第63条ただし書の規定による卸売代金の変更をしたときは、当該変更に係る物品の品目、等級、数量及び価格、当該</p> <p>数量に当該価格 を乗じて得た金額の合計額並びに当該合計額の100分の8に相当する金額</p> <p>）。控除すべき第59条第1項に規定する委託手数料、当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び</p>

改正後	改正前
金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「完買仕切金」という。）を明記した完買仕切書及び完買仕切金を送付しなければならない。	金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「完買仕切金」という。）を明記した完買仕切書及び完買仕切金を送付しなければならない。
2 卸売業者は、前項の完買仕切書には、同項に規定する事項を正確に記載しなければならない。	2 卸売業者は、前項の完買仕切書には、同項に規定する事項を正確に記載しなければならない。
第58条の2 略 （委託手数料の率等）	第58条の2 略 （委託手数料の率等）
第59条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料（卸売した物品の数量に当該物品の価格を乗じて得た額の合計額に料率を乗じて得た額に当該料率を乗じて得た額の100分の10に相当する額を加えた額とする。）に係る率を定めようとするときは、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとするときも、同様とする。	第59条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料（卸売した物品の数量に卸売価格_____を乗じて得た額の合計額に料率を乗じて得た額_____とする。）に係る率を定めようとするときは、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとするときも、同様とする。
2 前項に規定する委託手数料の率の対象その他必要な事項は、規則で定める。	2 前項に規定する委託手数料の率の対象その他必要な事項は、規則で定める。
3 市長は、第1項の規定による届出を行う卸売業者から同項に規定する委託手数料の率が經營に与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。	3 市長は、第1項の規定による届出を行う卸売業者から同項に規定する委託手数料の率が經營に与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。
4 卸売業者は、第1項に規定する委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等の方法により、委託者に周知しなければならない。	4 卸売業者は、第1項に規定する委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等の方法により、委託者に周知しなければならない。
5 市長は、第1項に規定する委託手数料の率により、委託者に対して不当に差別的な取扱いが生じること、公正かつ適正な取引が損なわれること、卸売業者の財務の健全性が損なわれること等により生鮮食料品等の円滑な供給に支障が生じると認めるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に同項に規定する委託手数料の率その他の事項に關し必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。	5 市長は、第1項に規定する委託手数料の率により、委託者に対して不当に差別的な取扱いが生じること、公正かつ適正な取引が損なわれること、卸売業者の財務の健全性が損なわれること等により生鮮食料品等の円滑な供給に支障が生じると認めるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に同項に規定する委託手数料の率その他の事項に關し必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。
第60条から第61条まで 略	第60条から第61条まで 略

改正後	改正前
（買受代金の即時支払義務）	（買受代金の即時支払義務）
第62条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者又は売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日まで）に、買い受けた物品の代金（買い受けた額に当該買い受けた額の100分の8（当該物品が飲食料品以外のものである場合にあっては、100分の10）に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。	第62条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者又は売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日まで）に、買い受けた物品の代金（買い受けた額に当該買い受けた額の100分の8_____に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。
2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない。	2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない。
3 卸売業者は、第1項の規定により支払猶予の特約を結んだときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならぬ。当該書面の内容を変更した場合も、同様とする。	3 卸売業者は、第1項の規定により支払猶予の特約を結んだときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならぬ。当該書面の内容を変更した場合も、同様とする。
（1）卸売業者の名称 （2）特約の相手方の氏名又は名称及び住所 （3）特約の内容 （4）支払方法	（1）卸売業者の名称 （2）特約の相手方の氏名又は名称及び住所 （3）特約の内容 （4）支払方法
4 市長は、第73条第1項の規定に基づく報告、提出又は検査の結果、前項の書面の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、特約の基準の変更その他必要な改善措置を探るべき旨を命ずることができる。 （1）当該特約が、その他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。 （2）当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。	4 市長は、第73条第1項の規定に基づく報告、提出又は検査の結果、前項の書面の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、特約の基準の変更その他必要な改善措置を探るべき旨を命ずることができる。 （1）当該特約が、その他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。 （2）当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。
第63条から第70条まで 略 （使用料等）	第63条から第70条まで 略 （使用料等）
第71条 市場の使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表第4に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額の範囲内に	第71条 市場の使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表第4に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額の範囲内に

改正後	改正前																								
おいて規則で定める。	おいて規則で定める。																								
2 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用は、当該使用者の負担とする。	2 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用は、当該使用者の負担とする。																								
3 使用者は、その使用の有無にかかわらず、使用料を納付しなければならない。	3 使用者は、その使用の有無にかかわらず、使用料を納付しなければならない。																								
4 市場施設を本来の用途以外の用途に使用するときは、市長は、別に使用料を定めることができる。	4 市場施設を本来の用途以外の用途に使用するときは、市長は、別に使用料を定めることができる。																								
5 月割による使用料については、使用期間が1月に満たないときは、日割計算による。	5 月割による使用料については、使用期間が1月に満たないときは、日割計算による。																								
第72条から第83条まで 略 附 則 略 <u>附 則(平成31年条例第 号抄)</u>	第72条から第83条まで 略 附 則 略																								
<u>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</u>																									
別表第1 から別表第3まで 略	別表第1 から別表第3まで 略																								
別表第4 (第71条関係)	別表第4 (第71条関係)																								
(1) 市場使用料	(1) 市場使用料																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">種別</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">卸売業者市場使用料</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">卸売をした物品の数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額の1,000分の4に相当する額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">仲卸業者市場使用料</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">仲卸業者が第51条第2項の規定により許可又は承認を受けた場合は、その買入物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の1,000分の4に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	卸売業者市場使用料	卸売をした物品の数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額の1,000分の4に相当する額	仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第51条第2項の規定により許可又は承認を受けた場合は、その買入物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の1,000分の4に相当する額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">種別</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">卸売業者市場使用料</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">卸売をした物品の数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額の1,000分の4に相当する額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">仲卸業者市場使用料</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">仲卸業者が第51条第2項の規定により許可又は承認を受けた場合は、その買入物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の1,000分の4に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	卸売業者市場使用料	卸売をした物品の数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額の1,000分の4に相当する額	仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第51条第2項の規定により許可又は承認を受けた場合は、その買入物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の1,000分の4に相当する額												
種別	金額																								
卸売業者市場使用料	卸売をした物品の数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額の1,000分の4に相当する額																								
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第51条第2項の規定により許可又は承認を受けた場合は、その買入物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の1,000分の4に相当する額																								
種別	金額																								
卸売業者市場使用料	卸売をした物品の数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額の1,000分の4に相当する額																								
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第51条第2項の規定により許可又は承認を受けた場合は、その買入物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の1,000分の4に相当する額																								
(2) 施設使用料	(2) 施設使用料																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">施設名</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">種別</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">中央棟</td> <td style="padding: 2px;">卸売業者卸荷果部</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1 平方メートルにつき 318円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">月額</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">529円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">水産物部</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">"</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	種別	金額	中央棟	卸売業者卸荷果部	1 平方メートルにつき 318円		月額	529円		水産物部	"	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">施設名</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">種別</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">中央棟</td> <td style="padding: 2px;">卸売業者卸荷果部</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1 平方メートルにつき 318円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">月額</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">529円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">水産物部</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">"</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	種別	金額	中央棟	卸売業者卸荷果部	1 平方メートルにつき 318円		月額	529円		水産物部	"
施設名	種別	金額																							
中央棟	卸売業者卸荷果部	1 平方メートルにつき 318円																							
	月額	529円																							
	水産物部	"																							
施設名	種別	金額																							
中央棟	卸売業者卸荷果部	1 平方メートルにつき 318円																							
	月額	529円																							
	水産物部	"																							

改正後		改正前	
倉庫使用料	" " "	倉庫使用料	" " "
青果部	1,187円	青果部	1,187円
水産物部	991円	水産物部	991円
冷蔵庫使用料	" " "	冷蔵庫使用料	" " "
青果部	2,032円	青果部	2,032円
水産物部	2,082円	水産物部	2,082円
業者事務所使用料	" " "	業者事務所使用料	" " "
" " "	1,549円	" " "	1,549円
仲卸業者充荷果部	" " "	仲卸業者充荷果部	" " "
" " "	1,095円	" " "	1,095円
" " "	1,622円	" " "	1,622円
加工施設使用料	" " "	加工施設使用料	" " "
" " "	1,054円	" " "	1,054円
貯荷保管費	" " "	貯荷保管費	" " "
青果部	1,010円	青果部	1,010円
水産物部	1,299円	水産物部	1,299円
関連事業者完掛使用料	" " "	関連事業者完掛使用料	" " "
" " "	1,269円	" " "	1,269円
福利厚生施設使用料	" " "	福利厚生施設使用料	" " "
" " "	1,562円	" " "	1,562円
青果仲卸配送センター使用料	" " "	青果仲卸配送センター使用料	" " "
" " "	1,380円	" " "	1,380円

改正後				改正前			
水道供給配 送センター 使用料	"	1,555円		水道供給配 送センター 使用料	"	1,555円	
会議室等使 用料	会議室 多目的ホー ル	1時間につき "	400円 800円	会議室等使 用料	会議室 多目的ホー ル	1時間につき "	400円 800円
	調理実習室	"	500円		調理実習室	"	500円
総合食完施設使 品セン用料	1平方メートルにつき	月額	950円	総合食完施設使 品セン用料	1平方メートルにつき	月額	950円
タ一配送施設使 用料	"	"	900円	タ一配送施設使 用料	"	"	900円
駐車場 料	駐車場使用	"	133円	駐車場 料	駐車場使用	"	133円
空地	空地使用料	"	100円	空地	空地使用料	"	100円

備考 使用面積に1平方メートル未満の端数があるとき又は使用面積が1平方メートルに満たないときは、その端数又は使用面積をそれぞれ1平方メートルとして計算する。

備考 使用面積に1平方メートル未満の端数があるとき又は使用面積が1平方メートルに満たないときは、その端数又は使用面積をそれぞれ1平方メートルとして計算する。

【第5条】盛岡市夜間急患診療所条例 新旧対照表

改正後		改正前	
○盛岡市夜間急患診療所条例	昭和51年9月28日条例第40号	○盛岡市夜間急患診療所条例	昭和51年9月28日条例第40号
改正 略		改正 略	
平成31年3月 日条例第 号		盛岡市夜間急患診療所条例	
盛岡市夜間急患診療所条例	(趣旨)	(趣旨)	
第1条から第4条まで 略	(使用料及び手数料)	第1条から第4条まで 略	(使用料及び手数料)
第5条 急患診療所の使用料及び手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。		第5条 急患診療所の使用料及び手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。	
(1) 消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税(以下「消費税等」という。)が課されるもの 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。)に定めのあるものについて算定方法により算定した額と、算定方法に定めのないものについて当該給付に要する費用を基準として規則で定めるところにより算定した額との合算額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)		(1) 消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税(以下「消費税等」という。)が課されるもの 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。)に定めのあるものについて算定方法により算定した額と、算定方法に定めのないものについて当該給付に要する費用を基準として規則で定めるところにより算定した額との合算額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	
(2) 消費税等が課されないもの 算定方法に定めのあるものについて算定方法により算定した額と、算定方法に定めのないものについて当該給付に要する費用を基準として規則で定めるところにより算定した額との合算額		(2) 消費税等が課されないもの 算定方法に定めのあるものについて算定方法により算定した額と、算定方法に定めのないものについて当該給付に要する費用を基準として規則で定めるところにより算定した額との合算額	
2 前項の規定にかかわらず、自動車損害賠償保険法(昭和30年法律第97号)の規定の適用に係るもの(生活保護法(昭和25年法律第144号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、同法第56条第1項に規定する法令、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の		2 前項の規定にかかわらず、自動車損害賠償保険法(昭和30年法律第97号)の規定の適用に係るもの(生活保護法(昭和25年法律第144号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、同法第56条第1項に規定する法令、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の	

改正後	改正前
自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定により行われるもの（を除く。）の使用料及び手数料の額については、同項中「算定方法により算定した額」とあるのは、「算定方法により算定した額の倍額」とする。	自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定により行われるもの（を除く。）の使用料及び手数料の額については、同項中「算定方法により算定した額」とあるのは、「算定方法により算定した額の倍額」とする。
第6条及び第7条 略	第6条及び第7条 略
附 則 略	附 則 略
附 則（平成31年条例第 号抄）	
1. この条例は、平成31年10月1日から施行する。	

【第6条】盛岡市農業集落排水施設条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市農業集落排水施設条例 平成2年6月25日条例第23号 改正 略 <u>平成31年3月 日条例第 号</u> 盛岡市農業集落排水施設条例 第1条から第10条まで 略 (使用料) 第11条 使用者から使用料を徴収する。 2 使用料の月額は、次に定めるところにより算定した額とする。この場合において、事業所、学校その他一般家庭以外のもの（以下「事業所等」という。）に係る使用料の月額の算定に当たっては、第1号中「1世帯」とあるのは「1事業所等」と、第2号中「世帯員」とあるのは「換算世帯員（從業員その他一般家庭の世帯員に対応する者をいう。）」とする。 (1) 基本額 1世帯 <u>1,467円</u> (2) 加算額 世帯員1人につき <u>434円</u> 3 前項に規定する換算世帯員の数は、規則で定める。 4 世帯員の数及び第2項に規定する換算世帯員の数は、毎月の初日を基準として算定する。ただし、これ以外の日に使用を開始する場合は、前条第1項の規定による届出があった時を基準として算定する。 5 月の中途において農業集落排水施設の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合の当該月の使用料の額は、その使用日数が16日未満のときは無料とし、16日以上のときは1月分として算定する。 6 農業集落排水施設の使用を休止し、又は廃止した場合において、前条第1項の規定による届出がないときは、これを使用しているものとみなす。 7 使用料は、納入通知書により、毎月徴収する。 第12条から第18条まで 略 附 則 略	○盛岡市農業集落排水施設条例 平成2年6月25日条例第23号 改正 略 盛岡市農業集落排水施設条例 第1条から第10条まで 略 (使用料) 第11条 使用者から使用料を徴収する。 2 使用料の月額は、次に定めるところにより算定した額とする。この場合において、事業所、学校その他一般家庭以外のもの（以下「事業所等」という。）に係る使用料の月額の算定に当たっては、第1号中「1世帯」とあるのは「1事業所等」と、第2号中「世帯員」とあるのは「換算世帯員（從業員その他一般家庭の世帯員に対応する者をいう。）」とする。 (1) 基本額 1世帯 <u>1,440円</u> (2) 加算額 世帯員1人につき <u>428円</u> 3 前項に規定する換算世帯員の数は、規則で定める。 4 世帯員の数及び第2項に規定する換算世帯員の数は、毎月の初日を基準として算定する。ただし、これ以外の日に使用を開始する場合は、前条第1項の規定による届出があった時を基準として算定する。 5 月の中途において農業集落排水施設の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合の当該月の使用料の額は、その使用日数が16日未満のときは無料とし、16日以上のときは1月分として算定する。 6 農業集落排水施設の使用を休止し、又は廃止した場合において、前条第1項の規定による届出がないときは、これを使用しているものとみなす。 7 使用料は、納入通知書により、毎月徴収する。 第12条から第18条まで 略 附 則 略

改正後	改正前
<u>附 則（平成31年条例第 1号抄）</u>	附 則（平成26年条例第 5号抄）
1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。	1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

【第7条】盛岡市公設浄化槽条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前																
○盛岡市公設浄化槽条例 平成19年12月25日条例第71号 改正 略 <u>平成31年3月 日条例第 1号</u>	○盛岡市公設浄化槽条例 平成19年12月25日条例第71号 改正 略																
盛岡市公設浄化槽条例 第1条から第12条まで 略 (使用料) 第13条 使用者から使用料を徴収する。 2 5人槽から10人槽までの公設浄化槽1基につき使用者から徴収する使用料の月額は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該右欄に定める額とする。	盛岡市公設浄化槽条例 第1条から第12条まで 略 (使用料) 第13条 使用者から使用料を徴収する。 2 5人槽から10人槽までの公設浄化槽1基につき使用者から徴収する使用料の月額は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該右欄に定める額とする。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5人槽</td> <td style="text-align: center;">3,982円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6人槽から 7人槽まで</td> <td style="text-align: center;">4,505円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8人槽から10人槽まで</td> <td style="text-align: center;">5,133円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料の額	5人槽	3,982円	6人槽から 7人槽まで	4,505円	8人槽から10人槽まで	5,133円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5人槽</td> <td style="text-align: center;">3,909円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6人槽から 7人槽まで</td> <td style="text-align: center;">4,423円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8人槽から10人槽まで</td> <td style="text-align: center;">5,040円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料の額	5人槽	3,909円	6人槽から 7人槽まで	4,423円	8人槽から10人槽まで	5,040円
区分	使用料の額																
5人槽	3,982円																
6人槽から 7人槽まで	4,505円																
8人槽から10人槽まで	5,133円																
区分	使用料の額																
5人槽	3,909円																
6人槽から 7人槽まで	4,423円																
8人槽から10人槽まで	5,040円																
3 11人槽以上の公設浄化槽1基につき使用者から徴収する使用料の月額は、公設浄化槽の規模に応じて市長が定める額とする。 4 月の中途において公設浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又はその使用を再開した場合の当該月の使用料の額は、その使用日数が16日未満のときは無料とし、16日以上のときは1月分として算定する。 5 公設浄化槽の使用を休止し、又は廃止した場合において、第11条第1項の規定による届出がないときは、これを使用しているものとみなす。 6 使用料は、納入通知書により、毎月徴収する。 第14条から第24条まで 略 <u>附 則（平成31年条例第 1号抄）</u> 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。	3 11人槽以上の公設浄化槽1基につき使用者から徴収する使用料の月額は、公設浄化槽の規模に応じて市長が定める額とする。 4 月の中途において公設浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又はその使用を再開した場合の当該月の使用料の額は、その使用日数が16日未満のときは無料とし、16日以上のときは1月分として算定する。 5 公設浄化槽の使用を休止し、又は廃止した場合において、第11条第1項の規定による届出がないときは、これを使用しているものとみなす。 6 使用料は、納入通知書により、毎月徴収する。 第14条から第24条まで 略 附 則 略																

議案第 22 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

建築基準法（昭和25年法律第 201号）の改正に伴い、建築物の用途を変更する場合における既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて行う工事の全体計画の認定又は当該認定の変更認定を受けた建築物に関する確認申請等手数料等を定めるとともに、用途地域等における建築等許可申請手数料の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 次に掲げる手数料を定める。

建築物の用途を変更する場合の全体計画認定について

建築物を建築した後に、基準の強化等について建築基準法の改正が行われ、現行の基準に適合しなくなった、いわゆる「既存不適格建築物」について、増改築等の建築行為を行おうとする場合に、現行の基準に適合させるための改修を一度に行うことが必要とされているものを、建築物全体の基準適合に係る工事の「全体計画」を作成して市長の認定を受けた場合は、階ごとに又は何期かに工事を分けるなど、段階的・計画的な改修が可能となるものですが、法改正前においては、あくまで「増改築等」に伴う工事のみが認定の対象となっており、今般の法改正により増改築等を伴わず建築物の用途を変更する場合についても認定が可能となります。

これにより、当該認定を受けた建築物の確認申請手数料等（ア、イ）、認定及び変更認定申請手数料（ウ、エ）を定めます。

ア 既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて行う工事の全体計画の認定又は当該認定の変更認定を受けた建築物に関する確認申請等手数料（建築物の用途を変更する場合）

申請又は通知に係る床面積の 2 分の 1 に相当する面積の合計	手数料の額
30m ² 以下	4,000円
30m ² 超 100m ² 以下	7,000円
100m ² 超 200m ² 以下	1万 1,000円
200m ² 超 500m ² 以下	1万 4,000円
500m ² 超 1,000m ² 以下	2万 4,000円
1,000m ² 超 2,000m ² 以下	3万 4,000円
2,000m ² 超 1万m ² 以下	10万円

1万m ² 超5万m ² 以下	16万円
5万m ² 超	31万円

イ 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて行う工事の全体計画の認定又は当該認定の変更認定を受けた建築設備に関する確認申請等手数料（建築物の用途を変更する場合）

1建築設備につき 6,000円

ウ 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて行う工事の全体計画の認定申請手数料（建築物の用途を変更する場合）

申請に係る床面積の2分の1に相当する面積の合計	手数料の額
30m ² 以下	8,000円
30m ² 超 100m ² 以下	1万 4,000円
100m ² 超 200m ² 以下	2万 1,000円
200m ² 超 500m ² 以下	2万 7,000円
500m ² 超 1,000m ² 以下	4万 8,000円
1,000m ² 超 2,000m ² 以下	6万 8,000円
2,000m ² 超 1万m ² 以下	20万円
1万m ² 超 5万m ² 以下	32万円
5万m ² 超	61万円

※ 建築設備の設置（機種交換を含む。）をする場合は、この表により算定した額に1建築設備につき1万2,000円を加算する。

エ 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて行う工事の全体計画の変更認定申請手数料（建築物の用途を変更する場合）

申請に係る床面積の2分の1に相当する面積の合計の区分に応じ、ウにより算定した額

「興業場等」又は「特別興行場等」の用途変更使用許可について

建築基準法改正に伴い、既存建築物の用途を一時的に変更して他の用途の建築物（法の規定上「興行場等」及び「特別興行場等」と呼びます。）として使用する場合に、これを市長が許可することにより、建築基準法の規定の一部を適用除外できることとなります。

これにより、当該許可申請に係る申請手数料（オ、カ）を定めます。

※「興行場等」及び「特別興行場等」の違い

- 「興行場等」：仮設興業行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物であって、その存続期間が1年以内であるもの。
- 「特別興行場等」：国際的な規模の会議又はオリンピックなどの国際的な競技会の用に供する等1年を超えて使用する特別の必要があるもの。

オ 興業場等への用途変更使用許可申請手数料

申請に係る延べ面積	手数料の額
100m ² 以下	7万円
100m ² 超 500m ² 以下	9万円
500m ² 超	12万円

カ 特別興業場等への用途変更使用許可申請手数料

申請に係る延べ面積	手数料の額
100m ² 以下	11万円
100m ² 超 500m ² 以下	13万円
500m ² 超	16万円

(2) 用途地域等における建築等許可申請手数料の額を次のとおり改定する。

用途地域等における建築等許可について

建築基準法の規定により、用途地域ごとの建築物に係る用途規制の適用除外を受けるためには市長の許可を受ける必要があり、一部例外（※）を除き許可に際しては公開による意見の聴取（公聴会）の開催をした上で建築審査会の同意を要します。

建築基準法の改正により当該用途規制の適用除外に係る手続きの合理化が図られることとなり、政令において定める建築物のうち省令で定める基準に適合するもの（現時点において政令、省令とも未制定）については建築審査会の同意が不要となります。

これにより、①公聴会の開催、建築審査会の同意のどちらも不要な場合及び②建築審査会の同意のみが不要になる場合の許可申請手数料を定めます。

※ 既に用途規制の適用除外に係る許可を受けた建築物について、許可を受けた敷地の範囲内で、用途規制に適合する用途の増築等をする場合（公聴会、建築審査会とも不要）。

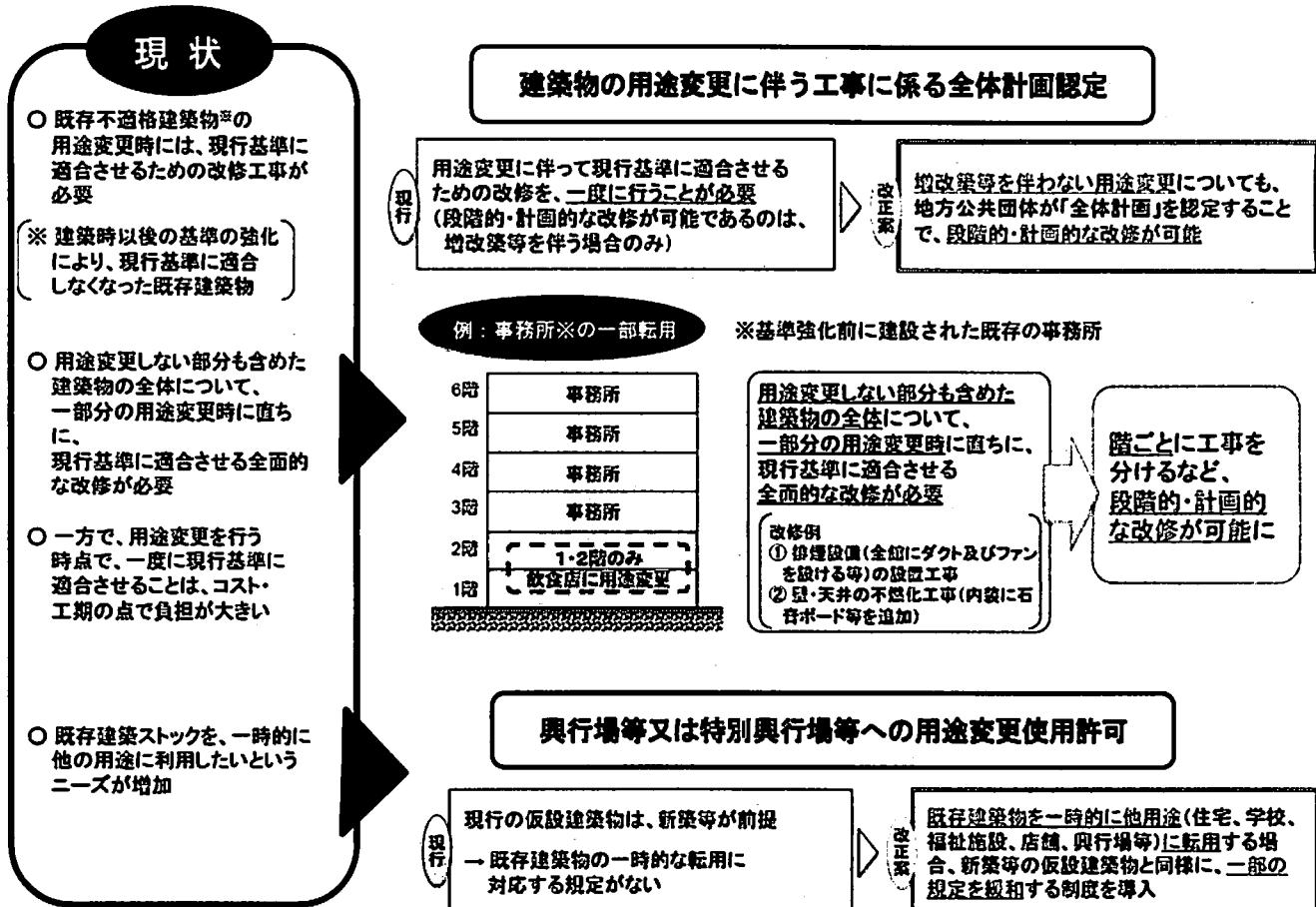
【改正前】 18万円

**【改正後】 18万円（①建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合にあっては12万円、
②同項第2号に該当する場合にあっては14万円）**

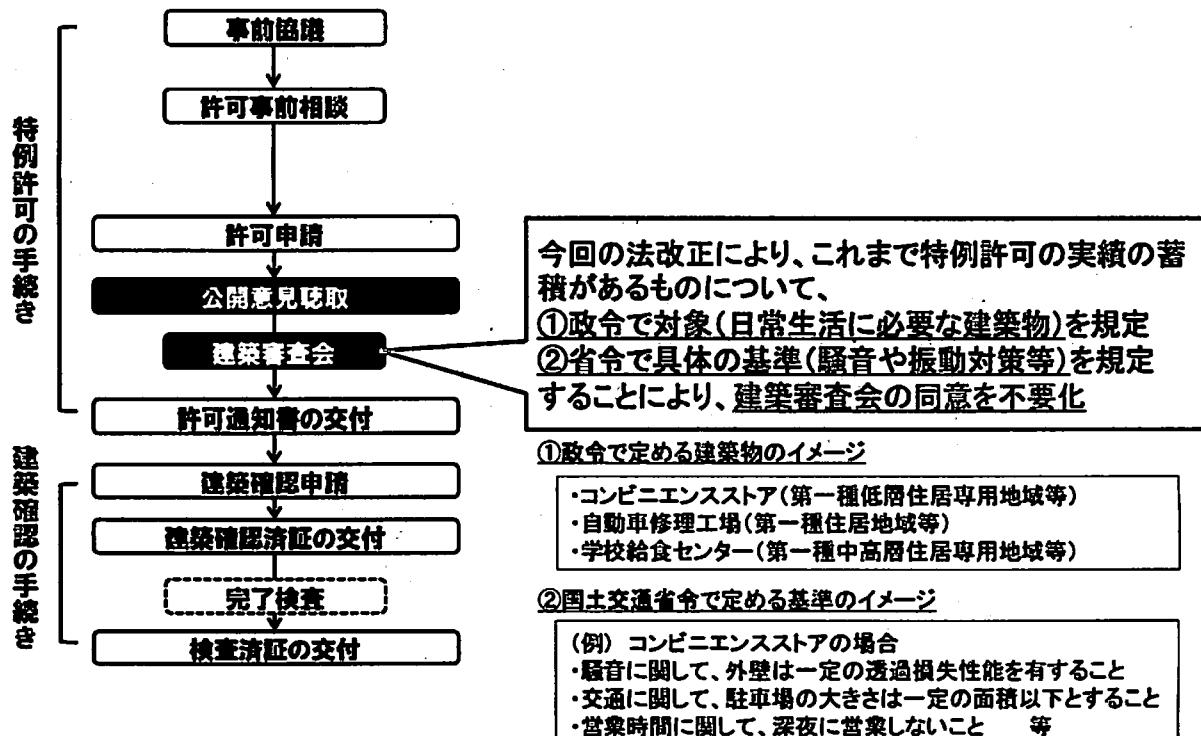
3 施行期日

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

改正内容(1) 建築物の用途変更に係る制度改正



改正内容(2) 建築物の用途制限に係る特例許可の簡素化



盛岡市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前									
<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略 <u>平成31年3月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 (手数料の徴収等)</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。 2 郵送により原本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。</p> <p>第3条から第9条まで 略 附 則 略 附 則（平成31年条例第 号） この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">1から7まで 略</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">8 建築基準法第6条建築物に関する確認次に掲げる申請又は通知 条第1項（同法第申請等手数料 87条第1項において準用する場合を除く）</td> <td style="padding: 2px;">に係る床面積の合計（建築物を建築する場合（確認済証の交付を受けた建築物</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から7まで 略			8 建築基準法第6条建築物に関する確認次に掲げる申請又は通知 条第1項（同法第申請等手数料 87条第1項において準用する場合を除く）	に係る床面積の合計（建築物を建築する場合（確認済証の交付を受けた建築物		<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略</p> <p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 (手数料の徴収等)</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。 2 郵送により原本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。</p> <p>第3条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる手数料は、無料とする。 附 則 略</p>
手数料を徴収する事務	名称	金額								
1から7まで 略										
8 建築基準法第6条建築物に関する確認次に掲げる申請又は通知 条第1項（同法第申請等手数料 87条第1項において準用する場合を除く）	に係る床面積の合計（建築物を建築する場合（確認済証の交付を受けた建築物									

改正後	改正前
<p>含む。）の規定による確認の申請（建築設備（同法第87条の4の建築設備をいう。以下この項及び9の項から11の項までにおいて同じ。）に係る部分を除く。8の2の項において同じ。）又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知（建築設備に係る部分を除く。8の2の項において同じ。）に対する審査（8の2の項の審査を除く。）の計画の変更をして建築物を建築する場合及び移転する場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）に相当する面積、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合を除く。）にあっては当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積、確認済</p>	<p>含む。）の規定による確認の申請（建築設備（同法第87条の2の建築設備をいう。以下この項及び9の項から11の項までにおいて同じ。）に係る部分を除く。8の2の項において同じ。）又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知（建築設備に係る部分を除く。8の2の項において同じ。）に対する審査（8の2の項の審査を除く。）の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）に相当する面積、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合を除く。）にあっては当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積、確認済</p>

改正後		改正前		
		<p>証の交付を受けた建築物の用途の変更をして建築物を移転し、その大規模な複数若しくは大規模な複数替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下この項において同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートル以下の場合は 8,000円</p> <p>(2) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超えて100平方メートル以下の場合は 1万4,000円</p> <p>(3) 申請又は通知に係る床面積の合計が100平方メートルを超えて200平方メートル以下の場合は 2万1,000円</p>		<p>証の交付を受けた建築物の用途の変更をして建築物を移転し、その大規模な複数若しくは大規模な複数替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下この項において同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートル以下の場合は 8,000円</p> <p>(2) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超えて100平方メートル以下の場合は 1万4,000円</p> <p>(3) 申請又は通知に係る床面積の合計が100平方メートルを超えて200平方メートル以下の場合は 2万1,000円</p>

改正後		改正前		
		<p>(4) 申請又は通知に係る床面積の合計が200平方メートルを超えて500平方メートル以下の場合は 2万7,000円</p> <p>(5) 申請又は通知に係る床面積の合計が500平方メートルを超えて1,000平方メートル以下の場合は 4万8,000円</p> <p>(6) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以下の場合は 6万8,000円</p> <p>(7) 申請又は通知に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超えて1万平方メートル以下の場合は 20万円</p> <p>(8) 申請又は通知に係る床面積の合計が1万平方メートルを超えて5万平方メートル以下の場合は 40万円</p>		<p>(4) 申請又は通知に係る床面積の合計が200平方メートルを超えて500平方メートル以下の場合は 2万7,000円</p> <p>(5) 申請又は通知に係る床面積の合計が500平方メートルを超えて1,000平方メートル以下の場合は 4万8,000円</p> <p>(6) 申請又は通知に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以下の場合は 6万8,000円</p> <p>(7) 申請又は通知に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超えて1万平方メートル以下の場合は 20万円</p> <p>(8) 申請又は通知に係る床面積の合計が1万平方メートルを超えて5万平方メートル以下の場合は 40万円</p>

改正後			改正前		
		<p>ル以下の場合 32万円</p> <p>(9) 申請又は通知に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 61万円</p>			<p>ル以下の場合 32万円</p> <p>(9) 申請又は通知に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 61万円</p>
8の2 建築基準法	既存の一の建築物に次に掲げる申請又は通知第86条の8第1項について2以上の工事に係る床面積(建築物を増加しくは第3項に分けて行う工事の築し、又は改築する場合(同法第87条の2)全体計画の認定又は(認定を受けた全体計画第2項において当該認定の変更認定の変更をして建築物を増用する場合を含む。)又は第87条の2第1項の認定料を受けた全体計画に係る同法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	<p>既存の一の建築物に次に掲げる申請又は通知第86条の8第1項について2以上の工事に係る床面積(建築物を増加しくは第3項に分けて行う工事の築し、又は改築する場合(同法第87条の2)全体計画の認定又は(認定を受けた全体計画第2項において当該認定の変更認定の変更をして建築物を増用する場合を含む。)又は第87条の2第1項の認定料を受けた全体計画に係る同法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査</p> <p>建築又は改築に係る部分の床面積、認定を受けた全体計画の変更をして建築物を増築し、又は改築する場合にあっては当該全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に相当する面積、建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(認定を受けた全体計画の変更をして建築物の大</p>			<p>既存の一の建築物に次に掲げる申請又は通知第86条の8第1項について2以上の工事に係る床面積(建築物を増加しくは第3項に分けて行う工事の築し、又は改築する場合(同法第87条の2)全体計画の認定又は(認定を受けた全体計画第2項において当該認定の変更認定の変更をして建築物を増用する場合を含む。)又は第87条の2第1項の認定料を受けた全体計画に係る同法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査</p> <p>建築又は改築に係る部分の床面積、認定を受けた全体計画の変更をして建築物を増築し、又は改築する場合にあっては当該全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に相当する面積、建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合(認定を受けた全体計画の変更をして建築物の大</p>

改正後			改正前		
		<p>規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合を除く。)にあっては当該修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積、認定を受けた全体計画の変更をして建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下この項において同じ。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートル以下の場合 4,000円</p> <p>(2) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超えて100平方メートル以下の場合 7,000円</p> <p>(3) 申請又は通知に</p>			<p>規模の修繕又は大規模の模様替をする場合を除く。)にあっては当該修繕、模様替をする場合に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積、認定を受けた全体計画の変更をして建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下この項において同じ。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートル以下の場合 4,000円</p> <p>(2) 申請又は通知に係る床面積の合計が30平方メートルを超えて100平方メートル以下の場合 7,000円</p> <p>(3) 申請又は通知に</p>

改正後		改正前		
		<p>係る床面積の合計が 100平方メートルを超 え200平方メートル以 下の場合 1万1,000 円</p> <p>(4) 申請又は通知に 係る床面積の合計が 200平方メートルを超 え500平方メートル以 下の場合 1万4,000 円</p> <p>(5) 申請又は通知に 係る床面積の合計が 500平方メートルを超 え1,000平方メートル 以下の場合 2万 4,000円</p> <p>(6) 申請又は通知に 係る床面積の合計が 1,000平方メートルを 超え2,000平方メート ル以下の場合 3万 4,000円</p> <p>(7) 申請又は通知に 係る床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え1万平方メート ル以下の場合 10万</p>		<p>係る床面積の合計が 100平方メートルを超 え200平方メートル以 下の場合 1万1,000 円</p> <p>(4) 申請又は通知に 係る床面積の合計が 200平方メートルを超 え500平方メートル以 下の場合 1万4,000 円</p> <p>(5) 申請又は通知に 係る床面積の合計が 500平方メートルを超 え1,000平方メートル 以下の場合 2万 4,000円</p> <p>(6) 申請又は通知に 係る床面積の合計が 1,000平方メートルを 超え2,000平方メート ル以下の場合 3万 4,000円</p> <p>(7) 申請又は通知に 係る床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え1万平方メート ル以下の場合 10万</p>

改正後		改正前		
		<p>円</p> <p>(8) 申請又は通知に 係る床面積の合計が 1万平方メートルを 超え5万平方メート ル以下の場合 16万 円</p> <p>(9) 申請又は通知に 係る床面積の合計が 5万平方メートルを 超える場合 31万円</p> <p>9 建築設備に係る建築設備及び工作物(1) 建築設備の設置に 部分の建築基準法に関する確認申請等 第6条第1項の規定手数料 定若しくは同法第 <u>87条の4</u> (同法第 88条第1項及び第 2項において準用 する場合を含む。 以下この項におい て同じ。) におい て準用する同法第 6条第1項の規定 による確認の申請 又は建築設備に係 る部分の同法第18 条第2項の規定若 しくは同法第87条</p>	<p>円</p> <p>(8) 申請又は通知に 係る床面積の合計が 1万平方メートルを 超え5万平方メート ル以下の場合 16万 円</p> <p>(9) 申請又は通知に 係る床面積の合計が 5万平方メートルを 超える場合 31万円</p> <p>9 建築設備に係る建築設備及び工作物(1) 建築設備の設置に 部分の建築基準法に関する確認申請等 第6条第1項の規定手数料 定若しくは同法第 <u>87条の2</u> (同法第 88条第1項及び第 2項において準用 する場合を含む。 以下この項におい て同じ。) におい て準用する同法第 6条第1項の規定 による確認の申請 又は建築設備に係 る部分の同法第18 条第2項の規定若 しくは同法第87条</p>	<p>円</p> <p>(1) 建築設備の設置に 係る審査(確認済証の交 付を受けた建築設備の 計画を変更する場合を 除く。) 1建築設備に つき1万2,000円</p> <p>(2) 建築設備の設置に 係る審査(確認済証の交 付を受けた建築設備の 計画を変更する場合に 限る。) 1建築設備に つき6,000円</p> <p>(3) 工作物(建築基準法 第88条第1項及び第2 項の政令で定めるもの をいう。以下この項及び 11の項において同じ。)</p>

改正後			改正前		
<u>の4</u> において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査（9の2の項の審査を除く。）		の築造に係る審査（確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更する場合を除く。）1工作物につき1万1,000円 (4) 工作物の築造に係る審査（確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更する場合に限る。）1工作物につき6,000円	<u>の2</u> において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査（9の2の項の審査を除く。）		の築造に係る審査（確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更する場合を除く。）1工作物につき1万1,000円 (4) 工作物の築造に係る審査（確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更する場合に限る。）1工作物につき6,000円
9の2 建築基準法既存の一の建築物に建築設備の設置に係る審査第86条の8 第1項について2以上の工事（確認済証の交付を受け若しくは第3項に分けて行う工事のた建築設備の計画を変更（同法第87条の2全体計画の認定又はする場合を含む。）1建第2項において準用する場合を含む。）又は第87条第2項において準用する場合を含む。）又は第87条第1項の認定料を受けて行う建築設備に係る部分の同法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査			9の2 建築基準法既存の一の建築物に建築設備の設置に係る審査第86条の8 第1項について2以上の工事（確認済証の交付を受け又は第3項に分けて行う工事のた建築設備の計画を変更（全体計画の認定又はする場合を含む。）1建第2項において準用する場合を含む。）又は第87条第2項において準用する場合を含む。）又は第87条第1項の認定料を受けて行う建築設備に係る部分の同法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査		既存の一の建築物に建築設備の設置に係る審査第86条の8 第1項について2以上の工事（確認済証の交付を受け又は第3項に分けて行う工事のた建築設備の計画を変更（全体計画の認定又はする場合を含む。）1建第2項において準用する場合を含む。）又は第87条第2項において準用する場合を含む。）又は第87条第1項の認定料を受けて行う建築設備に係る部分の同法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査
10 略			10 略		

改正後			改正前		
11 建築設備に係る建築設備及び工作物部分の建築基準法に関する完了検査申第7条第1項の規請等手数料定若しくは同法第87条の4（同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する同法第7条第1項の規定による申請又は建築設備に係る部分の同法第18条第16項の規定若しくは同法第87条の4において準用する同法第18条第16項の規定による通知に対する検査		(1) 建築設備の設置に係る検査 1建築設備につき1万8,000円 (2) 工作物の築造に係る検査 1工作物につき1万2,000円	11 建築設備に係る建築設備及び工作物部分の建築基準法に関する完了検査申第7条第1項の規請等手数料定若しくは同法第87条の2（同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する同法第7条第1項の規定による申請又は建築設備に係る部分の同法第18条第16項の規定若しくは同法第87条の2において準用する同法第18条第16項の規定による通知に対する検査		(1) 建築設備の設置に係る検査 1建築設備につき1万8,000円 (2) 工作物の築造に係る検査 1工作物につき1万2,000円
12及び13 略			12及び13 略		
14 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号物等の仮使用認定申又は第18条第24項請手数料第1号若しくは第2号（同法第87条		12万円	14 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号物等の仮使用認定申又は第18条第24項請手数料第1号若しくは第2号（同法第87条		12万円

改正後			改正前		
<u>の4又は第88条第1項若しくは第2項においてこれら</u> の規定を準用する 場合を含む。)の 規定に基づく認定 の申請に対する審 査			<u>の2又は第88条第1項若しくは第2項においてこれら</u> の規定を準用する 場合を含む。)の 規定に基づく認定 の申請に対する審 査		
14の2から19まで 略			14の2から19まで 略		
20 建築基準法第48用途地盤等における 条第1項ただし建築等許可申請手数 書、第2項ただし料 書、第3項ただし 書、第4項ただし 書、第5項ただし 書、第6項ただし 書、第7項ただし 書、第9項ただし 書、第10項ただし 書、第11項ただし 書、第12項ただし 書、第13項ただし 書又は第14項た だし書(同法第87条 第2項若しくは第 3項又は第88条第 2項において準用	<u>18万円(建築基準法第48</u> <u>条第1項ただし建築等許可申請手数</u> <u>書、第2項ただし料</u> <u>書、第3項ただし</u> <u>書、第4項ただし</u> <u>書、第5項ただし</u> <u>書、第6項ただし</u> <u>書、第7項ただし</u> <u>書、第9項ただし</u> <u>書、第10項ただし</u> <u>書、第11項ただし</u> <u>書、第12項ただし</u> <u>書、第13項ただし</u> <u>書又は第14項た</u> <u>だし書(同法第87条</u> <u>第2項若しくは第</u> <u>3項又は第88条第</u> <u>2項において準用</u>	<u>18万円(建築基準法第48</u> <u>条第1項ただし建築等許可申請手数</u> <u>書、第2項ただし料</u> <u>書、第3項ただし</u> <u>書、第4項ただし</u> <u>書、第5項ただし</u> <u>書、第6項ただし</u> <u>書、第7項ただし</u> <u>書、第9項ただし</u> <u>書、第10項ただし</u> <u>書、第11項ただし</u> <u>書、第12項ただし</u> <u>書、第13項ただし</u> <u>書又は第14項た</u> <u>だし書(同法第87条</u> <u>第2項若しくは第</u> <u>3項又は第88条第</u> <u>2項において準用</u>	18万円		

改正後			改正前		
する場合を含む。) の規定に基づく建 築等の許可の申請 に対する審査			する場合を含む。) の規定に基づく建 築等の許可の申請 に対する審査		
21及び22 略			21及び22 略		
23 建築基準法第59建築物の建設率に關 係第6項第8号のする制限の適用除外 規定に基づく建築に係る許可申請手数 物の建設率に関する料 る制限の適用除外 に係る許可の申請 に対する審査	3万3,000円		23 建築基準法第59建築物の建設率に關 係第5項第3号のする制限の適用除外 規定に基づく建築に係る許可申請手数 物の建設率に関する料 る制限の適用除外 に係る許可の申請 に対する審査	3万3,000円	
23の2から40の2ま で 略			23の2から40の2ま で 略		
40の3 建築基準法既存の一の建築物に次に掲げる申請に係る床 第86条の8第1項について2以上の工事面積の合計の区分に応じ、 又は第87条の2第1項に分けて行う工事のそれぞれ次に定める金額 1項の規定に基づく全体計画の認定申請 (建築設備(建築基準法第 く既存の一の建築手数料 物について2以上の の工事に分けて行 う工事の全体計画 の認定の申請に対 する審査	<u>37条の4の建築設備をい</u> <u>う。以下この項及び40の4</u> <u>の項において同じ。)の設</u> <u>置(換算交換を含む。)を</u> <u>する場合は、当該金額に1</u> <u>建築設備につき1万2,000</u> <u>円を加算した額)</u> <u>(1) 申請に係る床面積</u> <u>の合計(建築物を増築</u> <u>し、又は改築する場合に</u>	既存の一の建築物に次に掲げる申請に係る床 ついて2以上の工事面積の合計の区分に応じ、 に分けて行う工事のそれぞれ次に定める金額 の規定に基づく全体計画の認定申請 (建築設備(建築基準法第 く既存の一の建築手数料 物について2以上の の工事に分けて行 う工事の全体計画 の認定の申請に対 する審査	<u>37条の2の建築設備をい</u> <u>う。以下この項及び40の4</u> <u>の項において同じ。)の設</u> <u>置(換算交換を含む。)を</u> <u>する場合は、当該金額に1</u> <u>建築設備につき1万2,000</u> <u>円を加算した額)</u> <u>(1) 申請に係る床面積</u> <u>の合計(建築物を増築</u> <u>し、又は改築する場合に</u>	既存の一の建築物に次に掲げる申請に係る床 ついて2以上の工事面積の合計の区分に応じ、 に分けて行う工事のそれぞれ次に定める金額 の規定に基づく全体計画の認定申請 (建築設備(建築基準法第 く既存の一の建築手数料 物について2以上の の工事に分けて行 う工事の全体計画 の認定の申請に対 する審査	既存の一の建築物に次に掲げる申請に係る床 ついて2以上の工事面積の合計の区分に応じ、 に分けて行う工事のそれぞれ次に定める金額 の規定に基づく全体計画の認定申請 (建築設備(建築基準法第 く既存の一の建築手数料 物について2以上の の工事に分けて行 う工事の全体計画 の認定の申請に対 する審査

改正後		改正前	
	<p>あつては当該増築又は改築に係る部分の床面積、建築物の大規模な修繕若しくは大規模な複数部をし、又はその用途を変更する場合にあつては当該修繕、複数部又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下この項において同じ。)が30平方メートル以下の場合 8,000円</p> <p>(2) 申請に係る床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下の場合 1万4,000円</p> <p>(3) 申請に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の場合 2万1,000円</p> <p>(4) 申請に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 2万7,000円</p>		<p>あつては当該増築又は改築に係る部分の床面積、建築物の大規模な修繕又は大規模な複数部をする場合にあつては当該修繕又は複数部に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積。以下この項において同じ。)が30平方メートル以下の場合 8,000円</p> <p>(2) 申請に係る床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下の場合 1万4,000円</p> <p>(3) 申請に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の場合 2万1,000円</p> <p>(4) 申請に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 2万7,000円</p>

改正後		改正前	
	<p>(5) 申請に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合 4万8,000円</p> <p>(6) 申請に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 6万8,000円</p> <p>(7) 申請に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合 20万円</p> <p>(8) 申請に係る床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下の場合 32万円</p> <p>(9) 申請に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 61万円</p>		<p>(5) 申請に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合 4万8,000円</p> <p>(6) 申請に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 6万8,000円</p> <p>(7) 申請に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合 20万円</p> <p>(8) 申請に係る床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下の場合 32万円</p> <p>(9) 申請に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 61万円</p>

40の4 建築基準法既存の一の建築物に次に掲げる申請に係る床第86条の8第3項について2以上の工事面積の合計の区分に応じ、(同法第87条の2)に分けて行う工事のそれぞれ次に定める額額第2項において是全体計画の変更認定(建築設備の設置(機種交)

40の4 建築基準法既存の一の建築物に次に掲げる申請に係る床第86条の8第3項について2以上の工事面積の合計の区分に応じ、に分けて行う工事のそれぞれ次に定める額額全体計画の変更認定(建築設備の設置(機種交)

改正後		改正前	
用する場合は、 申請手数料	換を含む。)をする場合は、 当該金額に1建築設備につき1万2,000円を加算した額) (1) 申請に係る床面積の合計(認定を受けた全体計画の変更の認定の申請に対する審査	の規定に基づく同条 第1項の認定を受けた全体計画の変更の認定の申請に対する審査	換を含む。)をする場合は、 当該金額に1建築設備につき1万2,000円を加算した額) (1) 申請に係る床面積の合計(認定を受けた全体計画の変更をして建築物を増築し、又は改築する場合にあっては当該全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に相当する面積、認定を受けた全体計画の変更をして建築物の大規模の修繕若しくは大規模の換柱等をし、又はその用途を変更する場合にあっては当該全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する面積、以下この項において同じ。)が30平方メートル以下の場合は、 (2) 申請に係る床面積

改正後		改正前	
の合計が30平方メートルを超える場合は、 申請手数料	の合計が30平方メートルを超える場合は、 申請手数料	の合計が30平方メートルを超える場合は、 申請手数料	の合計が30平方メートルを超える場合は、 申請手数料
<p>(3) 申請に係る床面積の合計が100平方メートルを超える場合は、 申請手数料</p> <p>(4) 申請に係る床面積の合計が200平方メートルを超える場合は、 申請手数料</p> <p>(5) 申請に係る床面積の合計が500平方メートルを超える場合は、 申請手数料</p> <p>(6) 申請に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超える場合は、 申請手数料</p> <p>(7) 申請に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超える場合は、 申請手数料</p>	<p>(3) 申請に係る床面積の合計が100平方メートルを超える場合は、 申請手数料</p> <p>(4) 申請に係る床面積の合計が200平方メートルを超える場合は、 申請手数料</p> <p>(5) 申請に係る床面積の合計が500平方メートルを超える場合は、 申請手数料</p> <p>(6) 申請に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超える場合は、 申請手数料</p> <p>(7) 申請に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超える場合は、 申請手数料</p>	<p>(3) 申請に係る床面積の合計が100平方メートルを超える場合は、 申請手数料</p> <p>(4) 申請に係る床面積の合計が200平方メートルを超える場合は、 申請手数料</p> <p>(5) 申請に係る床面積の合計が500平方メートルを超える場合は、 申請手数料</p> <p>(6) 申請に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超える場合は、 申請手数料</p> <p>(7) 申請に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超える場合は、 申請手数料</p>	<p>(3) 申請に係る床面積の合計が100平方メートルを超える場合は、 申請手数料</p> <p>(4) 申請に係る床面積の合計が200平方メートルを超える場合は、 申請手数料</p> <p>(5) 申請に係る床面積の合計が500平方メートルを超える場合は、 申請手数料</p> <p>(6) 申請に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超える場合は、 申請手数料</p> <p>(7) 申請に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超える場合は、 申請手数料</p>

改正後			改正前		
		万円 (8) 申請に係る床面積の合計が1万平方メートルを超える場合 32万円 (9) 申請に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 61万円			万円 (8) 申請に係る床面積の合計が1万平方メートルを超える場合 32万円 (9) 申請に係る床面積の合計が5万平方メートルを超える場合 61万円
40の5 建築基準法要索場等への用途変更第87条の3第5項変更使用許可申請手数料の規定に基づく建物の用途を変更して興業場等として使用することの許可の申請に対する審査		(1) 申請に係る延べ面積が100平方メートル以下の場合 7万円 (2) 申請に係る延べ面積が100平方メートルを超える場合 9万円 (3) 申請に係る延べ面積が500平方メートルを超える場合 12万円			
40の6 建築基準法特別興業場等への用途変更第87条の3第6項変更使用許可申請手数料の規定に基づく建物の用途を変更して特別興業場等として使用することとの許可の申請に対する審査		(1) 申請に係る延べ面積が100平方メートル以下の場合 11万円 (2) 申請に係る延べ面積が100平方メートルを超える場合 13万円 (3) 申請に係る延べ面			

改正後			改正前		
		積が500平方メートルを超える場合 16万円			
40の7 地方税法租税の徴収金に関する規定(昭和25年法律第226号)第20条の10の規定に基づく徴収金に関する証明書の交付	1件(納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわたるものについては、それぞれ1人又は1年度を1件)につき300円		40の5 地方税法租税の徴収金に関する証明書の交付手数料(昭和25年法律第226号)第20条の10の規定に基づく徴収金に関する証明書の交付	1件(納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわたるものについては、それぞれ1人又は1年度を1件)につき300円	
40の8 地方税法第382条の2の規定閲覧手数料に基づく閲覧に供する事務(同法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供するものを除く。)	300円		40の6 地方税法第382条の2の規定閲覧手数料に基づく閲覧に供する事務(同法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供するものを除く。)	300円	
40の9 地方税法第382条の3の規定歳事項証明書交付手の固定資産があるとき又に基づく固定資産手数料課税台帳に記載した事項に関する証明書の交付	年度及び所有者ごと(共有は共有の形態が異なるときは、これらを区分するものとする。)に、用紙1枚(土地については5枚まで、家屋については3枚まで)につき300円		40の7 地方税法第382条の3の規定歳事項証明書交付手の固定資産があるとき又に基づく固定資産手数料課税台帳に記載した事項に関する証明書の交付	年度及び所有者ごと(共有は共有の形態が異なるときは、これらを区分するものとする。)に、用紙1枚(土地については5枚まで、家屋については3枚まで)につき300円	
41から65の11まで			41から65の11まで		

改正後			改正前		
省略	省略	省略	省略	省略	省略
65の12 長期優良住宅 宅の普及の促進に 関する法律第5条 第1項から第3項 までの規定に基づ く長期優良住宅建 築等計画の認定の 申請に対する審査	長期優良住宅建築等 認定申請手数料 に定める額(長期優良住 宅の普及の促進に関する 法律第6条第2項の規定 に基づき建築基準関係規 定に適合するかどうかの 審査を受けるよう申し出 る場合にあっては、その額 に第2号に定める額を加 算した額) (1) 略 (2) 次に掲げる部分の 区分に応じ、それぞれ次 に定める額 ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に 掲げる申請又は通知 に係る床面積の合計 の区分に応じ、当該各 号に定める額 イ 建築設備(建築基準 法第87条の4の建築 設備をいう。65の13 の項において同じ。) 及び工作物(同法第88 条第1項及び第2項 の政令で指定するも	長期優良住宅建築等 認定申請手数料 に定める額(長期優良住 宅の普及の促進に関する 法律第6条第2項の規定 に基づき建築基準関係規 定に適合するかどうかの 審査を受けるよう申し出 る場合にあっては、その額 に第2号に定める額を加 算した額) (1) 略 (2) 次に掲げる部分の 区分に応じ、それぞれ次 に定める額 ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に 掲げる申請又は通知 に係る床面積の合計 の区分に応じ、当該各 号に定める額 イ 建築設備(建築基準 法第87条の2の建築 設備をいう。65の13 の項において同じ。) 及び工作物(同法第88 条第1項及び第2項 の政令で指定するも			

改正後			改正前		
65の13 略	のをいう。65の13の項 において同じ。)に係 る部分 9の項の右 欄各号に掲げる審査 の区分に応じ、当該各 号に定める額	65の13 略	のをいう。65の13の項 において同じ。)に係 る部分 9の項の右 欄各号に掲げる審査 の区分に応じ、当該各 号に定める額	65の14 都市の低炭 素化の促進に 関する法律第10条第3 項の規定に基づく 申請手数料 が建築基準関 係規定に適合する かどうかの審査	65の14 都市の低炭 素化の促進に 関する法律第10条第3 項の規定に基づく 申請手数料 が建築基準関 係規定に適合する かどうかの審査
	(1) 建築物に係る部 分 8の項の右欄各 号に掲げる申請又は 通知に係る床面積の 合計の区分に応じ、当 該各号に定める額 (2) 建築設備(建築基 準法第87条の4の建 築設備をいう。65の15 の項において同じ。) 及び工作物(同法第88 条第1項及び第2項 の政令で指定するも のをいう。65の15の項 において同じ。)に係 る部分 9の項の右 欄各号又は9の2の 項の右欄に掲げる審			(1) 建築物に係る部 分 8の項の右欄各 号に掲げる申請又は 通知に係る床面積の 合計の区分に応じ、当 該各号に定める額 (2) 建築設備(建築基 準法第87条の2の建 築設備をいう。65の15 の項において同じ。) 及び工作物(同法第88 条第1項及び第2項 の政令で指定するも のをいう。65の15の項 において同じ。)に係 る部分 9の項の右 欄各号又は9の2の 項の右欄に掲げる審	

改正後			改正前			
		査の区分に応じ、それ ぞれ 9 の項の右欄各 号又は 9 の 2 の項の 右欄に定める額			査の区分に応じ、それ ぞれ 9 の項の右欄各 号又は 9 の 2 の項の 右欄に定める額	
65の15 略			65の15 略			
65の16 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	計画認定申請手数料	認定申請 1 件につき、第 1 号に定める額(都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、その額に第2号に定める額を加算した額) (1) 略 (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 8 の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額 イ 建築設備(建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の17	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請 1 件につき、第 1 号に定める額(都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査)	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請 1 件につき、第 1 号に定める額(都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、その額に第2号に定める額を加算した額) (1) 略 (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物に係る部分 8 の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額 イ 建築設備(建築基準法第87条の2の建築設備をいう。65の17

改正後			改正前			
		の項において同じ。)及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の17の項において同じ。)に係る部分 9 の項の右欄各号又は 9 の 2 の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ 9 の項の右欄各号又は 9 の 2 の項の右欄に定める額			の項において同じ。)及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の17の項において同じ。)に係る部分 9 の項の右欄各号又は 9 の 2 の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ 9 の項の右欄各号又は 9 の 2 の項の右欄に定める額	
65の17から65の21まで 略			65の17から65の21まで 略			
65の22 建築物のエネルギー消費性能向上計画の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	申請手数料	認定申請 1 件につき、第 1 号に定める額(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、その額に第2号に定める額を加算した額) (1) 略 (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請 1 件につき、第 1 号に定める額(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査)	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請 1 件につき、第 1 号に定める額(建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、その額に第2号に定める額を加算した額) (1) 略 (2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次

改正後		改正前	
	に定める額 ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に 掲げる申請又は通知 に係る床面積の合計 の区分に応じ、当該各 号に定める額 イ 建築設備(建築基準 法第87条の4の建築 設備をいう。65の23 の項において同じ。) 及び工作物(同法第88 条第1項及び第2項 の政令で指定するも のをいう。65の23の項 において同じ。)に係 る部分 9の項の右 欄各号又は9の2の 項の右欄に掲げる審 査の区分に応じ、それ ぞれ9の項の右欄各 号又は9の2の項の 右欄に定める額		に定める額 ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に 掲げる申請又は通知 に係る床面積の合計 の区分に応じ、当該各 号に定める額 イ 建築設備(建築基準 法第87条の2の建築 設備をいう。65の23 の項において同じ。) 及び工作物(同法第88 条第1項及び第2項 の政令で指定するも のをいう。65の23の項 において同じ。)に係 る部分 9の項の右 欄各号又は9の2の 項の右欄に掲げる審 査の区分に応じ、それ ぞれ9の項の右欄各 号又は9の2の項の 右欄に定める額
65の23から74まで 略		65の23から74まで 略	

議案第 23 号

盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

基金に属する山林の一部を売却したことに伴う規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

基金に属する財産の一部を次のように改める。

改正前		改正後	
所在	面積	所在	面積
盛岡市厨川一丁目 289番1, 289番3及び 289番15	0.28ヘクタール	盛岡市厨川一丁目 289番1 及び 289番3	0.25ヘクタール

3 施行期日

公布の日

4 その他（売却の内容）

(1) 物件の表示

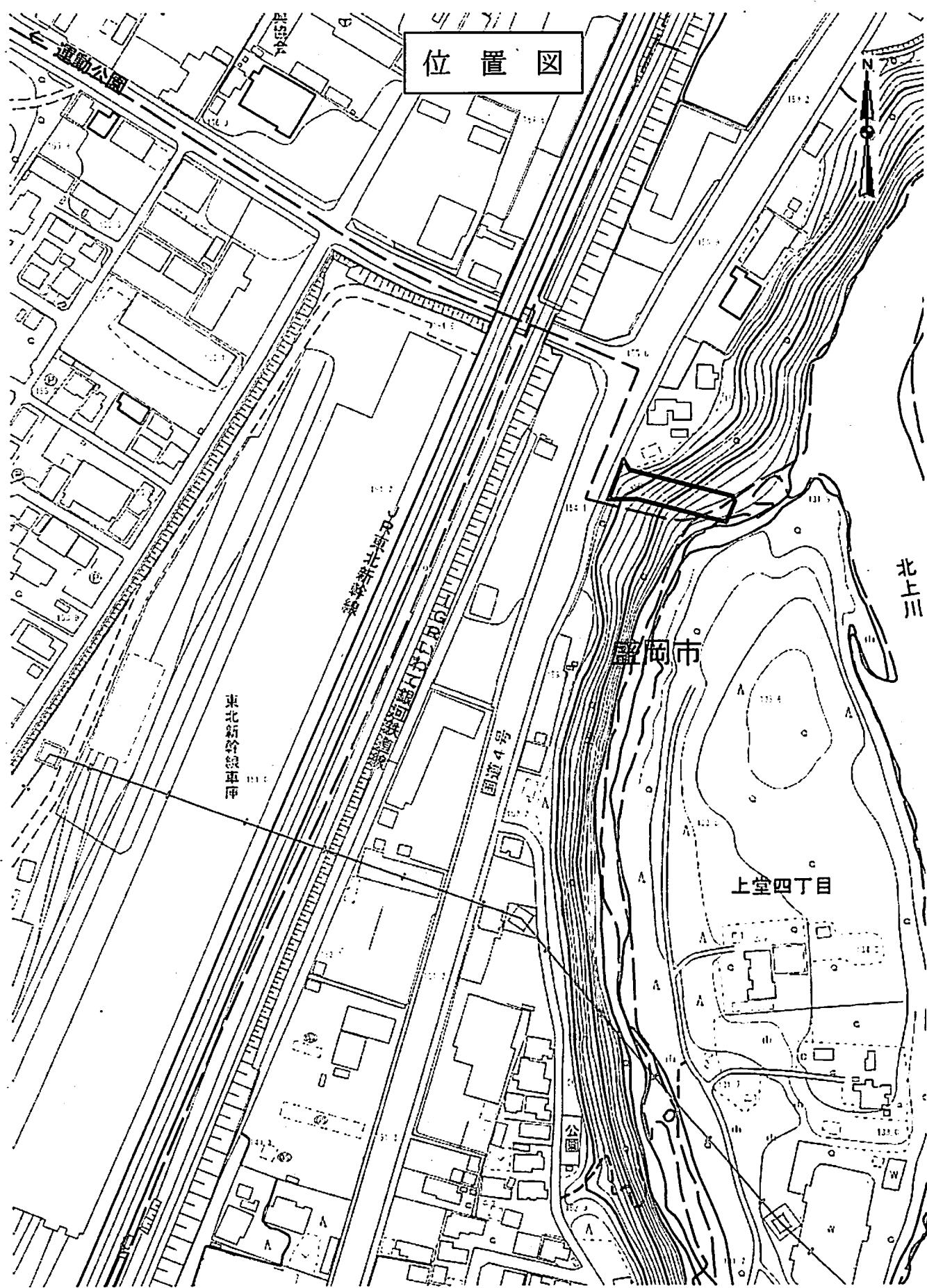
ア 種別 土地（財政調整基金財産）

イ 所在地 盛岡市厨川一丁目289番15

(2) 売却先 国土交通省東北整備局岩手河川国道事務所

(3) 売却価格 731,345円

位置図



盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市財政調整基金条例 改正略 平成31年3月 日条例第 号 盛岡市財政調整基金条例 (設置)	○盛岡市財政調整基金条例 改正略 盛岡市財政調整基金条例 (設置)
第1条 災害の応急対策その他必要と認められる事業等に要する経費の財源に充てるため、財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。 (財産の種類)	第1条 災害の応急対策その他必要と認められる事業等に要する経費の財源に充てるため、財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。 (財産の種類)
第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。 (1) 山林 イ 別表第1に掲げる土地及びその上にある立木 ロ 別表第2に掲げる土地（その上にある立木を除く。） ハ 別表第3に掲げる土地の上にある立木 ニ 別表第4に掲げる土地について市行造林契約に基づいて取得した権利及びその権利の目的たる土地の上にある立木 (2) 山林の売却代金（市行造林契約に基づいて土地所有者に交付すべき交付金を除く。）、積立金、基金に額入した現金及びそれらの運用により取得した有価証券 第3条から第7条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (平成31年条例第 号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。 (1) 山林 イ 別表第1に掲げる土地及びその上にある立木 ロ 別表第2に掲げる土地（その上にある立木を除く。） ハ 別表第3に掲げる土地の上にある立木 ニ 別表第4に掲げる土地について市行造林契約に基づいて取得した権利及びその権利の目的たる土地の上にある立木 (2) 山林の売却代金（市行造林契約に基づいて土地所有者に交付すべき交付金を除く。）、積立金、基金に額入した現金及びそれらの運用により取得した有価証券 第3条から第7条まで 略 附 則 略
別表第1 (第2条関係) 所在 面積 (ヘクタール)	別表第1 (第2条関係) 所在 面積 (ヘクタール)

改正後	改正前
盛岡市新庄字貝田75番2	123.06
盛岡市浅岸字大志田川54番1の内及び54番6	117.97
盛岡市上米内字畠1番の5	19.74
盛岡市根田茂第7地割71番2, 71番3, 71番4, 71番5, 71番6, 71番14, 71番19及び71番20	45.03
盛岡市根田茂第8地割76番1	53.64
盛岡市根田茂第8地割62番1	11.22
盛岡市篠川第7地割3番3	92.95
盛岡市砂子沢第1地割1番1	22.52
盛岡市川目第15地割1番13の内、1番16, 1番28, 1番34, 3番3, 3番8, 3番9, 3番10, 3番11, 3番14及び36番2の内	32.06
盛岡市川目第16地割145番1	
盛岡市上堂四丁目49番の2及び49番の3	1.45
盛岡市野川一丁目289番1及び289番3	0.25
盛岡市三ツ割字櫻石72番の4	2.15
盛岡市篠川第7地割30番1	96.99
盛岡市繁字水沢1番の2及び1番の3	49.28
盛岡市猪去相越15番の9の内	3.67
盛岡市上田字岩脇14番の1	1.07
盛岡市岩脇町14番の3	
盛岡市川又字宇登3番1, 3番2及び3番4	12.12
盛岡市篠川字大の平96番1及び96番5	
盛岡市篠川字大の平31番1の内	43.14
別表第2から別表第4まで 略	別表第2から別表第4まで 略

議案第 24 号

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

医療費給付事業において、医療保険制度に基づく一部負担金の全額が給付される対象は、0歳から3歳に達する日の属する月の末日までにある者であるが、これを小学校入学前までの者に拡大する。

これに伴い、医療費の一部負担金の全額に相当する額を貸し付けることができる対象を拡大するため、必要な規定の整備をしようとするものである。

なお、小学校入学前までの者は、既に現物給付が適用されていることから、この条例による貸付けが必要となるのは、市発行の受給者証の利用ができない県外の医療機関等を受診した場合等である。

2 改正の内容

貸付対象を定める規定における医療費の一部負担金の定義を次のように改める。

【改正前】 医療費の一部負担金（出生の日から3歳に達する日の属する月の末日までの間にある者を除く乳幼児等にあっては、医療費の一部負担金から規則で定める額を控除した額をいう。）

【改正後】 医療費の一部負担金（出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く乳幼児等にあっては、医療費の一部負担金から規則で定める額を控除した額をいう。）

3 施行期日

平成31年8月1日

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市福祉医療資金貸付基金条例 平成8年3月28日条例第8号 改正 略 <u>平成31年3月 日条例第 号</u>	○盛岡市福祉医療資金貸付基金条例 平成8年3月28日条例第8号 改正 略
盛岡市福祉医療資金貸付基金条例 第1条から第3条まで 略 (貸付対象)	盛岡市福祉医療資金貸付基金条例 第1条から第3条まで 略 (貸付対象)
第4条 資金は、次の各号のいずれにも該当する乳幼児、小学生、中学生、妊産婦、重度心身障害者、中度身体障害者、ひとり親家庭等の親子等及び寡婦等（以下「乳幼児等」という。）が療養を受けた場合において、医療費の一部負担金を当該療養を受けた医療機関等に支払うことが困難なときに、当該乳幼児等又はこれらの保護者（親権を行う者、後見人その他の者で現に乳幼児、小学生、中学生、重度心身障害者、中度身体障害者及び第2条第7号に規定する児童を監護しているものに限る。）に対して貸し付けるものとする。 (1) 医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であること。 (2) 療養を受けた場合において、市から医療費の一部負担金（出生の日から <u>6歳</u> に達する日以後の最初の <u>3月31日</u> までの間にある者を除く乳幼児等にあっては、医療費の一部負担金から規則で定める額を控除した額をいう。以下同じ。）に相当する額の給付を受けることができる者であると市長が認めた者であること。 (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者以外の者であること。 (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の規定による支援給付を受けている者以外の者であること。	第4条 資金は、次の各号のいずれにも該当する乳幼児、小学生、中学生、妊産婦、重度心身障害者、中度身体障害者、ひとり親家庭等の親子等及び寡婦等（以下「乳幼児等」という。）が療養を受けた場合において、医療費の一部負担金を当該療養を受けた医療機関等に支払うことが困難なときに、当該乳幼児等又はこれらの保護者（親権を行う者、後見人その他の者で現に乳幼児、小学生、中学生、重度心身障害者、中度身体障害者及び第2条第7号に規定する児童を監護しているものに限る。）に対して貸し付けるものとする。 (1) 医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であること。 (2) 療養を受けた場合において、市から医療費の一部負担金（出生の日から <u>3歳</u> に達する日以後の <u>月の末日</u> までの間にある者を除く乳幼児等にあっては、医療費の一部負担金から規則で定める額を控除した額をいう。以下同じ。）に相当する額の給付を受けることができる者であると市長が認めた者であること。 (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者以外の者であること。 (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の規定による支援給付を受けている者以外の者であること。

改正後	改正前
と。 (貸付金額) 第5条 資金の貸付金額は、医療費の一部負担金に相当する額以内において市長が適当と認めた額とする。	と。 (貸付金額) 第5条 資金の貸付金額は、医療費の一部負担金に相当する額以内において市長が適当と認めた額とする。
第6条から第11条まで 略 附 則 略 <u>附 則（平成31年条例第 号）</u>	第6条から第11条まで 略 附 則 略
1 この条例は、平成31年8月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養に係る福祉医療資金の貸付けについて適用し、同日前に受けた療養に係る福祉医療資金の貸付けについては、なお従前の例による。	

議案第 25 号

盛岡市地区振興センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画」に基づき、中津川地区振興センターを廃止しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 第2条の表から中津川地区振興センターの項を削る。
- (2) 別表から中津川地区振興センターの使用料に係る部分を削る。

3 施行期日

平成31年4月1日

盛岡市地区振興センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後		改正前																															
○盛岡市地区振興センター条例 昭和57年3月24日条例第10号 改正 略 <u>平成31年3月 日条例第 1号</u>		○盛岡市地区振興センター条例 昭和57年3月24日条例第10号 改正 略																															
盛岡市地区振興センター条例		盛岡市地区振興センター条例																															
第1条 略 (設置)		第1条 略 (設置)																															
第2条 農林業の振興及び住民の交流の促進を図るため、研修、集会その他他の活動のための施設として、地区振興センターを次表のとおり設置する。		第2条 農林業の振興及び住民の交流の促進を図るため、研修、集会その他他の活動のための施設として、地区振興センターを次表のとおり設置する。																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庄ヶ畠地区振興センター</td> <td>盛岡市上米内字道ノ下39番地2</td> </tr> <tr> <td>大高地区振興センター</td> <td>盛岡市浅岸字下大高43番地7</td> </tr> <tr> <td>錢掛地区振興センター</td> <td>盛岡市新庄字錢掛23番地4</td> </tr> <tr> <td>篠川地区振興センター</td> <td>盛岡市篠川第5地割33番地1</td> </tr> <tr> <td>上米内地区振興センター</td> <td>盛岡市上米内字中居74番地1</td> </tr> <tr> <td>姫神地区振興センター</td> <td>盛岡市玉山馬場字葛巻104番地1</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	庄ヶ畠地区振興センター	盛岡市上米内字道ノ下39番地2	大高地区振興センター	盛岡市浅岸字下大高43番地7	錢掛地区振興センター	盛岡市新庄字錢掛23番地4	篠川地区振興センター	盛岡市篠川第5地割33番地1	上米内地区振興センター	盛岡市上米内字中居74番地1	姫神地区振興センター	盛岡市玉山馬場字葛巻104番地1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庄ヶ畠地区振興センター</td> <td>盛岡市上米内字道ノ下39番地2</td> </tr> <tr> <td>大高地区振興センター</td> <td>盛岡市浅岸字下大高43番地7</td> </tr> <tr> <td>中津川地区振興センター</td> <td>盛岡市新庄字中津川43番地5</td> </tr> <tr> <td>錢掛地区振興センター</td> <td>盛岡市新庄字錢掛23番地4</td> </tr> <tr> <td>篠川地区振興センター</td> <td>盛岡市篠川第5地割33番地1</td> </tr> <tr> <td>上米内地区振興センター</td> <td>盛岡市上米内字中居74番地1</td> </tr> <tr> <td>姫神地区振興センター</td> <td>盛岡市玉山馬場字葛巻104番地1</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	庄ヶ畠地区振興センター	盛岡市上米内字道ノ下39番地2	大高地区振興センター	盛岡市浅岸字下大高43番地7	中津川地区振興センター	盛岡市新庄字中津川43番地5	錢掛地区振興センター	盛岡市新庄字錢掛23番地4	篠川地区振興センター	盛岡市篠川第5地割33番地1	上米内地区振興センター	盛岡市上米内字中居74番地1	姫神地区振興センター	盛岡市玉山馬場字葛巻104番地1
名称	位置																																
庄ヶ畠地区振興センター	盛岡市上米内字道ノ下39番地2																																
大高地区振興センター	盛岡市浅岸字下大高43番地7																																
錢掛地区振興センター	盛岡市新庄字錢掛23番地4																																
篠川地区振興センター	盛岡市篠川第5地割33番地1																																
上米内地区振興センター	盛岡市上米内字中居74番地1																																
姫神地区振興センター	盛岡市玉山馬場字葛巻104番地1																																
名称	位置																																
庄ヶ畠地区振興センター	盛岡市上米内字道ノ下39番地2																																
大高地区振興センター	盛岡市浅岸字下大高43番地7																																
中津川地区振興センター	盛岡市新庄字中津川43番地5																																
錢掛地区振興センター	盛岡市新庄字錢掛23番地4																																
篠川地区振興センター	盛岡市篠川第5地割33番地1																																
上米内地区振興センター	盛岡市上米内字中居74番地1																																
姫神地区振興センター	盛岡市玉山馬場字葛巻104番地1																																
第3条から第7条まで 略 (使用料)		第3条から第7条まで 略 (使用料)																															
第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。		第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。																															
(1) 私的な借し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした借し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。		(1) 私的な借し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした借し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。																															

改正後		改正前																																																																																																																																																																																																			
2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。		2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。																																																																																																																																																																																																			
第9条から第19条まで 略 附 則 略 附 則 (平成31年条例第 1号) この条例は、平成31年4月1日から施行する。		第9条から第19条まで 略 附 則 略																																																																																																																																																																																																			
別表(第8条関係)		別表(第8条関係)																																																																																																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前 9 時から 正午ま で</th> <th>午後 5 時から 午後 9 時ま で</th> <th>午前 9 時から 正午ま で</th> <th>午後 5 時から 午後 9 時ま で</th> <th>午前 9 時から 正午ま で</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庄ヶ畠地区研修室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>振興センター集会室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>談話室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>食生活実習室</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>900円</td> <td>1,100円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>大高地区振研修室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>振興センター集会室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>900円</td> <td>1,100円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>錢掛地区振研修室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>振興センター集会室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>900円</td> <td>1,100円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>篠川地区振集会室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>振興センター和室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	午前 9 時から 正午ま で	午後 5 時から 午後 9 時ま で	午前 9 時から 正午ま で	午後 5 時から 午後 9 時ま で	午前 9 時から 正午ま で	庄ヶ畠地区研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	振興センター集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	談話室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	食生活実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	大高地区振研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	振興センター集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	錢掛地区振研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	振興センター集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	篠川地区振集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	振興センター和室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	小会議室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前 9 時から 正午ま で</th> <th>午後 5 時から 午後 9 時ま で</th> <th>午前 9 時から 正午ま で</th> <th>午後 5 時から 午後 9 時ま で</th> <th>午前 9 時から 正午ま で</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庄ヶ畠地区研修室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>振興センター集会室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>談話室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>食生活実習室</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>900円</td> <td>1,100円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>大高地区振研修室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>振興センター集会室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>900円</td> <td>1,100円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>中津川地区研修室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>振興センター集会室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>900円</td> <td>1,100円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>篠川地区振集会室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>振興センター和室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	午前 9 時から 正午ま で	午後 5 時から 午後 9 時ま で	午前 9 時から 正午ま で	午後 5 時から 午後 9 時ま で	午前 9 時から 正午ま で	庄ヶ畠地区研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	振興センター集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	談話室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	食生活実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	大高地区振研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	振興センター集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	中津川地区研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	振興センター集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	篠川地区振集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	振興センター和室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	小会議室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
区分	午前 9 時から 正午ま で	午後 5 時から 午後 9 時ま で	午前 9 時から 正午ま で	午後 5 時から 午後 9 時ま で	午前 9 時から 正午ま で																																																																																																																																																																																																
庄ヶ畠地区研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																															
振興センター集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																															
談話室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																															
食生活実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円																																																																																																																																																																																															
大高地区振研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																															
振興センター集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																															
調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円																																																																																																																																																																																															
錢掛地区振研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																															
振興センター集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																															
調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円																																																																																																																																																																																															
篠川地区振集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																															
振興センター和室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																															
小会議室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																															
区分	午前 9 時から 正午ま で	午後 5 時から 午後 9 時ま で	午前 9 時から 正午ま で	午後 5 時から 午後 9 時ま で	午前 9 時から 正午ま で																																																																																																																																																																																																
庄ヶ畠地区研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																															
振興センター集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																															
談話室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																															
食生活実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円																																																																																																																																																																																															
大高地区振研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																															
振興センター集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																															
調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円																																																																																																																																																																																															
中津川地区研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																															
振興センター集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																															
調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円																																																																																																																																																																																															
篠川地区振集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																															
振興センター和室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																															
小会議室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円																																																																																																																																																																																															

改正後							改正前							
	室						室							
	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
上米内地区振興センター	大集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	大集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	中会議室1	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	中会議室1	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	中会議室2	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	中会議室2	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	小会議室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	小会議室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
姫神地区振興センター	ホール	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	ホール	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	和室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	和室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円

条例第 26 号

盛岡市地域交流活性化センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画」（以下「中期計画」という。）に基づき、都南勤労福祉会館を永井地区の地域拠点施設へ転用し、永井地域交流活性化センターを設置しようとするものである。

2 地域拠点施設の必要性について

中期計画では、市内32福祉推進会の単位で地域拠点施設を確保することとしている。永井地区においては、福祉推進会の事務局が永井児童センターにあるが、地域拠点施設の機能としての集会機能が十分でないことから、永井地域交流活性化センターを設置することにより地域拠点施設を確保するものである。

3 地域拠点施設としての活用について

当該施設は、平成31年度に改修工事を計画しており、バリアフリー化や照明LED化、空調の設置、多目的トイレへの改修等により、利用者の利便性・快適性に配慮した改修をするものである。

また、既存の事務室についても、将来的に地域コミュニティの事務局的機能を担えるスペースを確保できるように拡張することとしている。

なお、1階大ホールや2階集会室を活用して高齢者の介護予防施策を併せて行うなど、住民主体の活動へつなげていく取組を進めることとする。

4 これまでの住民説明について

平成30年2月から12月までに改修工事に係る説明会を3回開催し、地域や利用者の要望や意見の把握に努めている。

5 今後のスケジュール

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| 平成31年2月 | 市議会に「盛岡市地域交流活性化センター条例の一部を改正する条例」案を提出 |
| 4月 | 指定管理者の選考手続き開始 |
| 6月 | 改修工事契約（予定）、改修工事開始 |

12月 指定管理者の決定
平成32年3月 改修工事終了
4月1日 供用開始（指定管理開始）

6 改正の内容

(1) 設置する地域交流活性化センターの名称及び位置

名称	位置
永井地域交流活性化センター	盛岡市永井23地割14番地1

(2) 有料となる場合の使用料の額

区分	午前9時 から正午 まで	正午から 午後5時 まで	午後5時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	正午から 午後9時 まで	午前9時 から午後 9時まで
大ホール	2,700円	3,600円	3,200円	5,900円	6,800円	9,000円
第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

備考 冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。

7 施行期日

平成32年4月1日

8 施設の概要

- (1) 敷地面積 2,211.25m²
- (2) 建築面積 718.02m²
- (3) 建物構造 鉄筋コンクリート造2階建
- (4) 設置機能 大ホール 420.3m², 第1集会室 31.69m², 第2集会室 35.64m², 第3集会室 29.16m², 第4集会室 20.47m², 第5集会室 20.47m²

盛岡市地域交流活性化センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後		改正前	
○盛岡市地域交流活性化センター条例 平成25年3月27日条例第14号	改正略 <u>平成31年3月 日条例第 号</u>	○盛岡市地域交流活性化センター条例 平成25年3月27日条例第14号	改正略
盛岡市地域交流活性化センター条例 第1条 略 (設置)	盛岡市地域交流活性化センター条例 第2条 地域の住民の交流を促進することにより、地域の活性化を図るために施設として、地域交流活性化センターを次表のとおり設置する。	盛岡市地域交流活性化センター条例 第1条 略 (設置)	盛岡市地域交流活性化センター条例 第2条 地域の住民の交流を促進することにより、地域の活性化を図るために施設として、地域交流活性化センターを次表のとおり設置する。
名称 湯沢地域交流活性化センター 盛岡市湯沢西三丁目4番14号 永井地域交流活性化センター 盛岡市永井23地割14番地1	名称 湯沢地域交流活性化センター 盛岡市湯沢西三丁目4番14号	名称 湯沢地域交流活性化センター 盛岡市湯沢西三丁目4番14号	名称 湯沢地域交流活性化センター 盛岡市湯沢西三丁目4番14号
第3条から第7条まで 略 (使用料)	第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 萍利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。	第3条から第7条まで 略 (使用料)	第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 萍利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。
第9条から第19条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (平成31年条例第 号)</u> <u>この条例は、平成32年4月1日から施行する。</u>	別表(第8条関係) (1) 湯沢地域交流活性化センター	第9条から第19条まで 略 附 則 略	別表(第8条関係)

改正後		改正前						
区分 午前9時から午後5時 正午までは午後5時まで 午後5時まで	午前9時から午後5時 正午までは午後5時まで 午後5時まで	区分 午前9時から午後5時 正午までは午後5時まで 午後5時まで	午前9時から午後5時 正午までは午後5時まで 午後5時まで					
第1集会室 2,300円 第2集会室 900円 料理実習室 900円	3,000円 2,800円 5,000円 5,800円 7,500円	2,300円 1,200円 1,100円 2,000円 3,000円	3,000円 2,800円 5,000円 5,800円 7,500円					
参考 1 第1集会室の2分の1を使用する場合には、この表に掲げる額の5割に相当する額を使用料として徴収する。 2 稼房を使用する場合は、この表に掲げる額の3割(第1集会室の2分の1を使用する場合は、1割5分)に相当する額を稼房料として徴収する。	(2) 永井地域交流活性化センター 午前9時から午後5時 正午までは午後5時まで 午後5時まで	参考 1 第1集会室の2分の1を使用する場合には、この表に掲げる額の5割に相当する額を使用料として徴収する。 2 稼房を使用する場合は、この表に掲げる額の3割(第1集会室の2分の1を使用する場合は、1割5分)に相当する額を稼房料として徴収する。	大ホール 2,700円 第1集会室 900円 第2集会室 900円 第3集会室 900円 第4集会室 900円 第5集会室 900円	3,600円 1,200円 1,100円 2,000円 3,000円	3,200円 2,000円 2,000円 2,000円 2,000円	5,300円 2,300円 2,300円 2,300円 2,300円	6,800円 3,000円 3,000円 3,000円 3,000円	9,000円 3,000円 3,000円 3,000円 3,000円
参考 稼房を使用する場合は、この表に掲げる額の3割に相当する額を稼房料又は稼房料として徴収する。								

議案第 27 号

盛岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

愛宕山老人福祉センターの移転に伴い、当該施設の位置、開館時間及び休館日を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 愛宕山老人福祉センターの位置を次のように改める。

改正前	改正後
盛岡市愛宕下 14 番地	盛岡市愛宕町 14 番 1 号

(2) 愛宕山老人福祉センターの開館時間を次のように改める。

改正前	改正後
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで	午前 9 時から午後 9 時（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）にあつては、午後 5 時）まで

(3) 愛宕山老人福祉センターの休館日を次のように改める。

改正前	改正後
ア 月曜日（その日が国民の祝日に当たるときは、その翌日）	ア 月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法による休日でない日）
イ 国民の祝日（敬老の日を除く。）	
ウ 12 月 30 日から翌年の 1 月 3 日までの日（イに掲げる日を除く。）	イ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

3 施行期日

平成32年4月1日

盛岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前																																																								
<p>○盛岡市老人福祉センター条例 昭和53年3月25日条例第17号 改正略 <u>平成31年3月 日条例第 号</u> 盛岡市老人福祉センター条例 盛岡市老人福祉センター条例（昭和45年条例第15号）の全部を改正する。 第1条 略 (設置) 第2条 老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、地域福祉の増進を図るため、老人福祉センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立愛宕山老人福祉センター</td><td>盛岡市愛宕町14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田老人福祉センター</td><td>盛岡市上太田細工4番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目老人福祉センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北野川老人福祉センター</td><td>盛岡市野川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立育山老人福祉センター</td><td>盛岡市育山三丁目37番7号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮老人福祉センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王老人福祉センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王老人福祉センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城老人福祉センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立野川老人福祉センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園老人福祉センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸老人福祉センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田老人福祉センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕町14番1号	盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市上太田細工4番地	盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立北野川老人福祉センター	盛岡市野川一丁目14番1号	盛岡市立育山老人福祉センター	盛岡市育山三丁目37番7号	盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立野川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号	<p>○盛岡市老人福祉センター条例 昭和53年3月25日条例第17号 改正略 盛岡市老人福祉センター条例 盛岡市老人福祉センター条例（昭和45年条例第15号）の全部を改正する。 第1条 略 (設置) 第2条 老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、地域福祉の増進を図るため、老人福祉センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立愛宕山老人福祉センター</td><td>盛岡市愛宕下14番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立太田老人福祉センター</td><td>盛岡市上太田細工4番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目老人福祉センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北野川老人福祉センター</td><td>盛岡市野川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立育山老人福祉センター</td><td>盛岡市育山三丁目37番7号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮老人福祉センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王老人福祉センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王老人福祉センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城老人福祉センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立野川老人福祉センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園老人福祉センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸老人福祉センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田老人福祉センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕下14番地	盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市上太田細工4番地	盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立北野川老人福祉センター	盛岡市野川一丁目14番1号	盛岡市立育山老人福祉センター	盛岡市育山三丁目37番7号	盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立野川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号
名称	位置																																																								
盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕町14番1号																																																								
盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市上太田細工4番地																																																								
盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																								
盛岡市立北野川老人福祉センター	盛岡市野川一丁目14番1号																																																								
盛岡市立育山老人福祉センター	盛岡市育山三丁目37番7号																																																								
盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																								
盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号																																																								
盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号																																																								
盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																								
盛岡市立野川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																								
盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																								
盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																								
盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																								
名称	位置																																																								
盛岡市立愛宕山老人福祉センター	盛岡市愛宕下14番地																																																								
盛岡市立太田老人福祉センター	盛岡市上太田細工4番地																																																								
盛岡市立川目老人福祉センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																								
盛岡市立北野川老人福祉センター	盛岡市野川一丁目14番1号																																																								
盛岡市立育山老人福祉センター	盛岡市育山三丁目37番7号																																																								
盛岡市立本宮老人福祉センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																								
盛岡市立仁王老人福祉センター	盛岡市名須川町21番1号																																																								
盛岡市立山王老人福祉センター	盛岡市山王町10番25号																																																								
盛岡市立桜城老人福祉センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																								
盛岡市立野川老人福祉センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																								
盛岡市立松園老人福祉センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																								
盛岡市立山岸老人福祉センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																								
盛岡市立上田老人福祉センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																								

改正後	改正前
<p>盛岡市立大慈寺老人福祉センター 盛岡市立下太田老人福祉センター 盛岡市立加賀野老人福祉センター 盛岡市立縁が丘老人福祉センター 盛岡市立社殿老人福祉センター 盛岡市立西野川老人福祉センター 盛岡市立仙北老人福祉センター 盛岡市立都南老人福祉センター 盛岡市立上米内老人福祉センター 盛岡市立北松園老人福祉センター 盛岡市立上堂老人福祉センター 盛岡市立乙部老人福祉センター 盛岡市立津志田老人福祉センター 盛岡市立篠川老人福祉センター 盛岡市立みたけ老人福祉センター</p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条 老人福祉センター（以下「センター」という。）の開館時間は、次の各号に掲げるセンターの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するセンターにあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第9条において同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 盛岡市立愛宕山老人福祉センター — 午前9時から午後9時（日曜日及び国民の祝日に關する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）</p>	<p>盛岡市立大慈寺老人福祉センター 盛岡市立下太田老人福祉センター 盛岡市立加賀野老人福祉センター 盛岡市立縁が丘老人福祉センター 盛岡市立社殿老人福祉センター 盛岡市立西野川老人福祉センター 盛岡市立仙北老人福祉センター 盛岡市立都南老人福祉センター 盛岡市立上米内老人福祉センター 盛岡市立北松園老人福祉センター 盛岡市立上堂老人福祉センター 盛岡市立乙部老人福祉センター 盛岡市立津志田老人福祉センター 盛岡市立篠川老人福祉センター 盛岡市立みたけ老人福祉センター</p> <p>(開館時間)</p> <p>第3条 老人福祉センター（以下「センター」という。）の開館時間は、次の各号に掲げるセンターの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するセンターにあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第9条において同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 盛岡市立愛宕山老人福祉センター及び盛岡市立太田老人福祉センター — 午前9時から午後4時30分</p>

改正後	改正前
<p>にあつては、午後5時)まで</p> <p>(2) 盛岡市立太田老人福祉センター 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(3) 盛岡市立都南老人福祉センター 午前10時から午後6時30分まで</p> <p>(4) 前3号に掲げるセンター以外のセンター 午前9時から午後9時まで (休館日)</p> <p>第4条 センターの休館日は、<u>次の各号に掲げるセンターの区分に応じ、当該各号に定める日とする。</u>ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 盛岡市立愛宕山老人福祉センター 次に掲げる日</p> <p>ア 月曜日 (その日が祝日法による休日に当たるときは、その日後においてその日最も近い祝日法による休日でない日)</p> <p>イ 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(2) 盛岡市立太田老人福祉センター及び盛岡市立都南老人福祉センター 次に掲げる日</p> <p>ア 月曜日 (その日が国民の祝日 (国民の祝日に關する法律に規定する国民の祝日をいう。以下同じ。) に当たるときは、その翌日)</p> <p>イ 国民の祝日 (敬老の日を除く。)</p> <p>ウ 12月30日から翌年の1月3日までの日 (イに掲げる日を除く。)</p> <p>(3) 前2号に掲げるセンター以外のセンター 12月30日から翌年の1月3日までの日</p>	<p>まで</p> <p>(2) 盛岡市立都南老人福祉センター 午前10時から午後6時30分まで</p> <p>(3) 前2号の センター以外のセンター 午前9時から午後9時まで (休館日)</p> <p>第4条 センターの休館日は、<u>12月30日から翌年の1月3日までの日</u>とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 月曜日 (その日が国民の祝日 (敬老の日を除く。) に当たるときは、その翌日)</p> <p>(2) 国民の祝日 (敬老の日を除く。)</p> <p>(3) 12月30日から翌年の1月3日までの日 (前各号に掲げる日を除く。)</p>

改正後	改正前
<p>第5条から第14条まで 略 (指定管理者の業務)</p> <p>第15条 センターの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。</p> <p>(2) 第4条ただし書 の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。</p> <p>(3) 第5条第1項の許可を行うこと。</p> <p>(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</p> <p>(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すこと。</p> <p>(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはセンターからの退去を命ずること。</p> <p>(7) 指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。</p> <p>(8) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関すること。</p> <p>第2項及び第3項 略</p> <p>第16条及び第17条 略 附 則 略 附 則 (平成31年条例第1号)</p> <p>この条例は、平成32年4月1日から施行する。</p>	<p>第5条から第14条まで 略 (指定管理者の業務)</p> <p>第15条 センターの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。</p> <p>(2) 第4条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。</p> <p>(3) 第5条第1項の許可を行うこと。</p> <p>(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</p> <p>(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すこと。</p> <p>(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはセンターからの退去を命ずること。</p> <p>(7) 指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。</p> <p>(8) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関すること。</p> <p>第2項及び第3項 略</p> <p>第16条及び第17条 略 附 則 略</p>

議案第 28 号

盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）の施行及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）の改正に伴い、災害援護資金の利率を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 災害援護資金の据置期間経過後の利率を、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、年 1.5パーセントとする。
- (2) 保証人を立てる場合における当該保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帶して債務を負担するものとし、その保証債務は、違約金を包含するものとする。

3 施行期日

平成31年4月1日

盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年12月28日条例第55号 改正 略 <u>平成31年3月 日条例第 1号</u> 盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例 第1条から第6条まで 略 <u>(利率等)</u> 第7条 災害援護資金は、保険人を立てる場合は、無利子とし、保険人を立てない場合は、預定期間中は無利子とし、預定期間超過後は、延滞の場合を除き、その利子を年1.5パーセントとする。 2 前項の保険人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。 (災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け及び償還等) 第8条 第3条から前条までに規定するもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け及び償還等については、法第4条、第5条（法第9条において準用する場合を含む。）、 <u>第10条第3項</u> 並びに第13条第1項並びに令第7条第3項及び第4項並びに第8条から <u>第10条までに定めるところ</u> による。 (調査報告等) 第9条 市長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの適正を期すため必要な範囲内において、関係人から報告若しくは書類の提出を求め、又は職員をして調査させることができる。 (補則) 第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	○盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年12月28日条例第55号 改正 略 盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例 第1条から第6条まで 略 (災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け及び償還等) 第7条 第3条から前条までに規定するもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け及び償還等については、法第4条、第5条（法第9条において準用する場合を含む。）、 <u>第10条第3項</u> 並びに第13条第1項並びに令第7条第3項及び第4項並びに第8条から <u>第11条までの規定の例</u> による。 (調査報告等) 第8条 市長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの適正を期すため必要な範囲内において、関係人から報告若しくは書類の提出を求め、又は職員をして調査させることができる。 (補則) 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

改正後	改正前
附 則 略 附 則（平成31年条例第 1号） 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。	附 則 略

議案第 29 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市営住宅建替事業の施行に伴い、市営青山二丁目アパート2号館を設置しようとするものである。

2 改正の内容

別表に市営青山二丁目アパート2号館を加える。

3 施行期日

平成31年6月1日

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後					改正前																													
○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 路 <u>平成31年3月 日条例第 1号</u>					○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 路																													
盛岡市市営住宅条例 盛岡市市営住宅条例（昭和35年条例第32号）の全部を改正する。 目次、第1条及び第2条 路 (設置) 第3条 市営住宅を別表のとおり設置する。 第3条の2から第69条まで 路 附 則 附 則（平成31年条例第 1号） この条例は、平成31年6月1日から施行する。					盛岡市市営住宅条例 盛岡市市営住宅条例（昭和35年条例第32号）の全部を改正する。 目次、第1条及び第2条 路 (設置) 第3条 市営住宅を別表のとおり設置する。 第3条の2から第69条まで 路 附 則 附 則																													
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>棟(しゆん) 工 年 度</th> <th>戸数</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市営青山二丁目ア パート1号館</td> <td>盛岡市青山二丁目</td> <td>平30</td> <td>32 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市営青山二丁目ア パート2号館</td> <td>盛岡市青山二丁目</td> <td>平31</td> <td>32 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					名称	位置	棟(しゆん) 工 年 度	戸数	構造	市営青山二丁目ア パート1号館	盛岡市青山二丁目	平30	32 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)		市営青山二丁目ア パート2号館	盛岡市青山二丁目	平31	32 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>棟(しゆん) 工 年 度</th> <th>戸数</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市営青山二丁目ア パート1号館</td> <td>盛岡市青山二丁目</td> <td>平30</td> <td>32 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					名称	位置	棟(しゆん) 工 年 度	戸数	構造	市営青山二丁目ア パート1号館	盛岡市青山二丁目	平30	32 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)	
名称	位置	棟(しゆん) 工 年 度	戸数	構造																														
市営青山二丁目ア パート1号館	盛岡市青山二丁目	平30	32 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)																															
市営青山二丁目ア パート2号館	盛岡市青山二丁目	平31	32 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅)																															
名称	位置	棟(しゆん) 工 年 度	戸数	構造																														
市営青山二丁目ア パート1号館	盛岡市青山二丁目	平30	32 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)																															

改正後					改正前				
市営青山二丁目ア パート5号館	盛岡市青山二丁目	昭47	24	1) 中層耐火4階 建	市営青山二丁目ア パート5号館	盛岡市青山二丁目	昭47	24	中層耐火4階 建
市営青山二丁目ア パート6号館	盛岡市青山二丁目	昭48	24	中層耐火4階 建	市営青山二丁目ア パート6号館	盛岡市青山二丁目	昭48	24	中層耐火4階 建
市営青山三丁目ア パート2号館	盛岡市青山三丁目	平29	32 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)	市営青山三丁目ア パート2号館	盛岡市青山三丁目	平29	32 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)	中層耐火4階 建	中層耐火4階 建
市営青山三丁目ア パート3号館	盛岡市青山三丁目	平28	36 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)	市営青山三丁目ア パート3号館	盛岡市青山三丁目	平28	36 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)	中層耐火4階 建	中層耐火4階 建
市営青山三丁目ア パート4号館	盛岡市青山三丁目	平27	36 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)	市営青山三丁目ア パート4号館	盛岡市青山三丁目	平27	36 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)	中層耐火4階 建	中層耐火4階 建
市営青山三丁目ア パート5号館	盛岡市青山三丁目	平26	48 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)	市営青山三丁目ア パート5号館	盛岡市青山三丁目	平26	48 (うち中層耐火4階 身体障害者用住宅 1)	中層耐火4階 建	中層耐火4階 建
市営青山三丁目ア パート17号館	盛岡市青山三丁目	昭47	45	中層耐火5階 建	市営青山三丁目ア パート17号館	盛岡市青山三丁目	昭47	45	中層耐火5階 建
路					路				

議案第 30 号

盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）の施行に伴い、認定こども園の認定の要件を定めようとするものである。

2 条例の内容

認定こども園の職員の配置及び資格に関する要件、認定こども園の設備及びその面積に関する要件等、認定こども園の認定の要件について定める。

なお、独自要件は、次のとおりとする。

- (1) 乳児室又はほふく室の面積を、2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (2) 認定こども園は、原則として全ての開園日において教育・保育相談事業を実施しなければならないこと。
- (3) 屋外遊戯場の設置場所について、一定の基準を満たす場合は認定こども園の付近にある適当な場所を屋外遊戯場に代えることができる旨の特例を設けないこと。
- (4) 職員の配置及び資格について、当分の間の措置としてその要件を緩和することができる旨の特例を設けないこと。

3 施行期日

平成31年4月1日

議案第 31 号

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を改めようとするものである。

2 改正の内容

放課後児童支援員になることができる者に、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく専門職大学の前期課程を修了した者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものと加える。

3 施行期日

平成31年4月1日

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第37号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">平成31年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第9条まで 略 (職員の配置)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員（放課後児童健全育成事業所において利用者の支援を行う者をいう。以下この条において同じ。）を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p>	<p>○盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第37号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第9条まで 略 (職員の配置)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員（放課後児童健全育成事業所において利用者の支援を行う者をいう。以下この条において同じ。）を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p>

改正後	改正前
<p>(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</p> <p>(5) 学校教育法に基づく大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(6) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合そ</p>	<p>(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</p> <p>(5) 学校教育法第1条の大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6) 学校教育法第1条の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法第97条の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合そ</p>

改正後	改正前
<p>の他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 第11条から第22条まで 略 <u>附 則</u> (平成31年条例第一号) この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>の他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 第11条から第22条まで 略 <u>附 則</u> 略</p>

議案第 32 号

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

上飯岡児童センター及び上飯岡児童センター飯岡分室の統合及び移転新築に伴い、上飯岡児童センターの名称及び位置を改めるとともに、上飯岡児童センター飯岡分室を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 上飯岡児童センターの名称及び位置を次のように改める。

	名称	位置
改正前	盛岡市立上飯岡児童センター	盛岡市上飯岡16地割26番地
改正後	盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割 321番地

(2) 第2条第2項の表から上飯岡児童センター飯岡分室の項を削る。

3 施行期日

平成32年4月1日

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後		改正前																																																									
○盛岡市児童館条例		○盛岡市児童館条例																																																									
昭和53年3月25日条例第19号		昭和53年3月25日条例第19号																																																									
改正 路		改正 路																																																									
<u>平成31年3月 日条例第 号</u>																																																											
盛岡市児童館条例		盛岡市児童館条例																																																									
盛岡市児童館条例（昭和46年条例第18号）の全部を改正する。		盛岡市児童館条例（昭和46年条例第18号）の全部を改正する。																																																									
(趣旨)		(趣旨)																																																									
第1条 この条例は、児童館の設置及び管理に關し必要な事項を定めるものとする。		第1条 この条例は、児童館の設置及び管理に關し必要な事項を定めるものとする。																																																									
(設置)		(設置)																																																									
第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。		第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立青山児童センター</td><td>盛岡市青山二丁目6番11号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北児童センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北野川児童センター</td><td>盛岡市野川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大新児童館</td><td>盛岡市南青山町13番3号</td></tr> <tr><td>盛岡市立川日児童センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本官児童センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王児童センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王児童センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立野川児童センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園児童センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸児童センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田児童センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺児童センター</td><td>盛岡市茶畠二丁目16番20号</td></tr> </tbody> </table>		名称	位置	盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号	盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立北野川児童センター	盛岡市野川一丁目14番1号	盛岡市立大新児童館	盛岡市南青山町13番3号	盛岡市立川日児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立本官児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立野川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畠二丁目16番20号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立青山児童センター</td><td>盛岡市青山二丁目6番11号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北児童センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北野川児童センター</td><td>盛岡市野川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大新児童館</td><td>盛岡市南青山町13番3号</td></tr> <tr><td>盛岡市立川日児童センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本官児童センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王児童センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王児童センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立野川児童センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園児童センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸児童センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田児童センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺児童センター</td><td>盛岡市茶畠二丁目16番20号</td></tr> </tbody> </table>		名称	位置	盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号	盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立北野川児童センター	盛岡市野川一丁目14番1号	盛岡市立大新児童館	盛岡市南青山町13番3号	盛岡市立川日児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立本官児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立野川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畠二丁目16番20号
名称	位置																																																										
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号																																																										
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																										
盛岡市立北野川児童センター	盛岡市野川一丁目14番1号																																																										
盛岡市立大新児童館	盛岡市南青山町13番3号																																																										
盛岡市立川日児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																										
盛岡市立本官児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																										
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号																																																										
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号																																																										
盛岡市立野川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																										
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																										
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																										
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																										
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畠二丁目16番20号																																																										
名称	位置																																																										
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号																																																										
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																										
盛岡市立北野川児童センター	盛岡市野川一丁目14番1号																																																										
盛岡市立大新児童館	盛岡市南青山町13番3号																																																										
盛岡市立川日児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																										
盛岡市立本官児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																										
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号																																																										
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号																																																										
盛岡市立野川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																										
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																										
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																										
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																										
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畠二丁目16番20号																																																										

改正後		改正前	
盛岡市立下太田児童センター		盛岡市下太田梯14番地22	
盛岡市立加賀野児童センター		盛岡市加賀野四丁目18番56号	
盛岡市立緑が丘児童センター		盛岡市緑が丘三丁目19番18号	
盛岡市立桜坂児童センター		盛岡市大通三丁目8番18号	
盛岡市立社殿児童センター		盛岡市清水町13番34号	
盛岡市立みたけ児童センター		盛岡市みたけ四丁目14番36号	
盛岡市立城西児童センター		盛岡市中星敷町1番57号	
盛岡市立河北児童センター		盛岡市西下台町10番46号	
盛岡市立高松児童センター		盛岡市上田字宇登坂長根41番地3	
盛岡市立上飯岡児童センター		盛岡市下飯田11地割321番地	
盛岡市立津志田児童センター		盛岡市津志田中央二丁目11番1号	
盛岡市立湯沢児童センター		盛岡市湯沢6地割54番地1	
盛岡市立月が丘児童センター		盛岡市月が丘二丁目2番65号	
盛岡市立見前児童センター		盛岡市西見前13地割25番地3	
盛岡市立上米内児童センター		盛岡市桜台二丁目18番5号	
盛岡市立手代森児童センター		盛岡市瓜川6地割12番地1	
盛岡市立北松園児童センター		盛岡市北松園四丁目1番4号	
盛岡市立永井児童センター		盛岡市永井18地割28番地1	
盛岡市立乙部児童センター		盛岡市乙部8地割3番地4	
盛岡市立上堂児童センター		盛岡市上堂三丁目17番10号	
盛岡市立巻堀児童館		盛岡市巻堀字巻堀101番地1	
盛岡市立日戸児童館		盛岡市日戸字市の坪25番地1	
盛岡市立好摩児童館		盛岡市好摩字野中69番地85	
盛岡市立生出児童館		盛岡市下田字仲平66番地2	
盛岡市立渋民児童館		盛岡市渋民字鶴塚103番地	
盛岡市立土淵児童センター		盛岡市土淵川字下川原72番地2	

2 児童館に次表のとおり分室を設置する。

2 児童館に次表のとおり分室を設置する。

改正後		改正前	
名称	位置	名称	位置
盛岡市立川目児童センター篠川分室	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市立川目児童センター篠川分室	盛岡市川目第10地割78番地1
		盛岡市立上飯岡児童センター飯岡分室	盛岡市下飯岡10地割178番地4 分室
第3条から第17条まで 略 附 則 略 <u>附 則(平成31年条例第 号)</u> この条例は、平成32年4月1日から施行する。		第3条から第17条まで 略 附 則 略	

議案第 33 号

盛岡市勤労福祉会館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市都南勤労福祉会館を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 第2条の表から盛岡市都南勤労福祉会館の項を削る。
- (2) 第4条から盛岡市都南勤労福祉会館の休館日に係る部分を削る。
- (3) 別表から盛岡市都南勤労福祉会館の使用料に係る部分を削る。

3 施行期日

平成32年4月1日

盛岡市労働福祉社会館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>○盛岡市労働福祉社会館条例 昭和62年9月30日条例第29号 改正 略 <u>平成31年3月 日条例第 1号</u> 盛岡市労働福祉社会館条例 (趣旨) 第1条 この条例は、労働福祉社会館の設置及び管理に關し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 勤労者の教養及び文化の向上並びに健康の保持等のための便宜を供与し、勤労者の福祉の増進を図るため、労働福祉社会館を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">盛岡市労働福祉社会館</td> <td style="padding: 2px;">盛岡市柑屋町2番9号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">盛岡市済民労働者研修センター</td> <td style="padding: 2px;">盛岡市済民字済民13番地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">サンライフ盛岡</td> <td style="padding: 2px;">盛岡市仙北二丁目4番12号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開館時間) 第3条 労働福祉社会館（以下「会館」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する会館にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。 (休館日)</p>	名称	位置	盛岡市労働福祉社会館	盛岡市柑屋町2番9号	盛岡市済民労働者研修センター	盛岡市済民字済民13番地	サンライフ盛岡	盛岡市仙北二丁目4番12号	<p>○盛岡市労働福祉社会館条例 昭和62年9月30日条例第29号 改正 略 盛岡市労働福祉社会館条例 (趣旨) 第1条 この条例は、労働福祉社会館の設置及び管理に關し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 勤労者の教養及び文化の向上並びに健康の保持等のための便宜を供与し、勤労者の福祉の増進を図るため、労働福祉社会館を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">盛岡市労働福祉社会館</td> <td style="padding: 2px;">盛岡市柑屋町2番9号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">盛岡市都南労働福祉社会館</td> <td style="padding: 2px;">盛岡市永井23地割14号地1</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">盛岡市済民労働者研修センター</td> <td style="padding: 2px;">盛岡市済民字済民13番地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">サンライフ盛岡</td> <td style="padding: 2px;">盛岡市仙北二丁目4番12号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開館時間) 第3条 労働福祉社会館（以下「会館」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する会館にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。 (休館日)</p>	名称	位置	盛岡市労働福祉社会館	盛岡市柑屋町2番9号	盛岡市都南労働福祉社会館	盛岡市永井23地割14号地1	盛岡市済民労働者研修センター	盛岡市済民字済民13番地	サンライフ盛岡	盛岡市仙北二丁目4番12号
名称	位置																		
盛岡市労働福祉社会館	盛岡市柑屋町2番9号																		
盛岡市済民労働者研修センター	盛岡市済民字済民13番地																		
サンライフ盛岡	盛岡市仙北二丁目4番12号																		
名称	位置																		
盛岡市労働福祉社会館	盛岡市柑屋町2番9号																		
盛岡市都南労働福祉社会館	盛岡市永井23地割14号地1																		
盛岡市済民労働者研修センター	盛岡市済民字済民13番地																		
サンライフ盛岡	盛岡市仙北二丁目4番12号																		

改正後	改正前
<p>第4条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 盛岡市労働福祉社会館 ア 日曜日（その日が勤労感謝の日に当たるときを除く。） イ 国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（勤労感謝の日を除く。） ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる休日を除く。）</p> <p>(2) 盛岡市済民労働者研修センター 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(3) サンライフ盛岡 ア 日曜日 イ 国民の祝日にに関する法律に規定する休日 ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる休日を除く。）</p> <p>第5条 略 (許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、会館の管理上必要があると認めた場合又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは会館からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく处分に違反したとき。 (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。 (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p>	<p>第4条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 盛岡市労働福祉社会館 ア 日曜日（その日が勤労感謝の日に当たるときを除く。） イ 国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（勤労感謝の日を除く。） ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる休日を除く。）</p> <p>(2) 盛岡市都南労働福祉社会館 ア 月曜日（その日が国民の祝日にに関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日） イ 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(3) 盛岡市済民労働者研修センター 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(4) サンライフ盛岡 ア 日曜日 イ 国民の祝日にに関する法律に規定する休日 ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる休日を除く。）</p> <p>第5条 略 (許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、会館の管理上必要があると認めた場合又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは会館からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく处分に違反したとき。 (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。 (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p>

改正後								改正前																																																																																																																																																							
(4) 前条第3項の条件に違反したとき。								(4) 前条第3項の条件に違反したとき。																																																																																																																																																							
第7条 略 (使用料)								第7条 略 (使用料)																																																																																																																																																							
第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。								第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。																																																																																																																																																							
2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。								2 前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。																																																																																																																																																							
3 使用料は、許可の際に徴収する。								3 使用料は、許可の際に徴収する。																																																																																																																																																							
第9条から第20条まで 略 附 則 略 附 則 (平成31年条例第一号) <u>この条例は、平成32年4月1日から施行する。</u>								第9条から第20条まで 略 附 則 略																																																																																																																																																							
別表(第8条関係)								別表(第8条関係)																																																																																																																																																							
(1) 盛岡市勤労福社会館 ア 大ホール等の使用料								(1) 盛岡市勤労福社会館 ア 大ホール等の使用料																																																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後6時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> <th>午後1時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後6時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>4,900円</td> <td>6,600円</td> <td>4,900円</td> <td>11,500円</td> <td>11,500円</td> <td>16,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室兼展示室</td> <td>1,800円</td> <td>2,500円</td> <td>1,800円</td> <td>4,300円</td> <td>4,300円</td> <td>6,100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教養娯楽室</td> <td>2,900円</td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> <td>6,700円</td> <td>6,700円</td> <td>9,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サークル活動室</td> <td>1,400円</td> <td>1,800円</td> <td>1,400円</td> <td>3,200円</td> <td>3,200円</td> <td>4,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>201会議室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>900円</td> <td>2,100円</td> <td>2,100円</td> <td>3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>202会議室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>900円</td> <td>2,100円</td> <td>2,100円</td> <td>3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>203会議室</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> <td>800円</td> <td>1,800円</td> <td>1,800円</td> <td>2,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>401会議室</td> <td>1,000円</td> <td>1,400円</td> <td>1,000円</td> <td>2,400円</td> <td>2,400円</td> <td>3,400円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午前9時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午前9時から午後9時まで	大ホール	4,900円	6,600円	4,900円	11,500円	11,500円	16,400円		研修室兼展示室	1,800円	2,500円	1,800円	4,300円	4,300円	6,100円		教養娯楽室	2,900円	3,800円	2,900円	6,700円	6,700円	9,600円		サークル活動室	1,400円	1,800円	1,400円	3,200円	3,200円	4,600円		201会議室	900円	1,200円	900円	2,100円	2,100円	3,000円		202会議室	900円	1,200円	900円	2,100円	2,100円	3,000円		203会議室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円		401会議室	1,000円	1,400円	1,000円	2,400円	2,400円	3,400円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後6時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> <th>午後1時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後6時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>4,900円</td> <td>6,600円</td> <td>4,900円</td> <td>11,500円</td> <td>11,500円</td> <td>16,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室兼展示室</td> <td>1,800円</td> <td>2,500円</td> <td>1,800円</td> <td>4,300円</td> <td>4,300円</td> <td>6,100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教養娯楽室</td> <td>2,900円</td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> <td>6,700円</td> <td>6,700円</td> <td>9,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サークル活動室</td> <td>1,400円</td> <td>1,800円</td> <td>1,400円</td> <td>3,200円</td> <td>3,200円</td> <td>4,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>201会議室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>900円</td> <td>2,100円</td> <td>2,100円</td> <td>3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>202会議室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>900円</td> <td>2,100円</td> <td>2,100円</td> <td>3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>203会議室</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> <td>800円</td> <td>1,800円</td> <td>1,800円</td> <td>2,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>401会議室</td> <td>1,000円</td> <td>1,400円</td> <td>1,000円</td> <td>2,400円</td> <td>2,400円</td> <td>3,400円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午前9時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午前9時から午後9時まで	大ホール	4,900円	6,600円	4,900円	11,500円	11,500円	16,400円		研修室兼展示室	1,800円	2,500円	1,800円	4,300円	4,300円	6,100円		教養娯楽室	2,900円	3,800円	2,900円	6,700円	6,700円	9,600円		サークル活動室	1,400円	1,800円	1,400円	3,200円	3,200円	4,600円		201会議室	900円	1,200円	900円	2,100円	2,100円	3,000円		202会議室	900円	1,200円	900円	2,100円	2,100円	3,000円		203会議室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円		401会議室	1,000円	1,400円	1,000円	2,400円	2,400円	3,400円	
区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午前9時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午前9時から午後9時まで																																																																																																																																																								
大ホール	4,900円	6,600円	4,900円	11,500円	11,500円	16,400円																																																																																																																																																									
研修室兼展示室	1,800円	2,500円	1,800円	4,300円	4,300円	6,100円																																																																																																																																																									
教養娯楽室	2,900円	3,800円	2,900円	6,700円	6,700円	9,600円																																																																																																																																																									
サークル活動室	1,400円	1,800円	1,400円	3,200円	3,200円	4,600円																																																																																																																																																									
201会議室	900円	1,200円	900円	2,100円	2,100円	3,000円																																																																																																																																																									
202会議室	900円	1,200円	900円	2,100円	2,100円	3,000円																																																																																																																																																									
203会議室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円																																																																																																																																																									
401会議室	1,000円	1,400円	1,000円	2,400円	2,400円	3,400円																																																																																																																																																									
区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午前9時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午前9時から午後9時まで																																																																																																																																																								
大ホール	4,900円	6,600円	4,900円	11,500円	11,500円	16,400円																																																																																																																																																									
研修室兼展示室	1,800円	2,500円	1,800円	4,300円	4,300円	6,100円																																																																																																																																																									
教養娯楽室	2,900円	3,800円	2,900円	6,700円	6,700円	9,600円																																																																																																																																																									
サークル活動室	1,400円	1,800円	1,400円	3,200円	3,200円	4,600円																																																																																																																																																									
201会議室	900円	1,200円	900円	2,100円	2,100円	3,000円																																																																																																																																																									
202会議室	900円	1,200円	900円	2,100円	2,100円	3,000円																																																																																																																																																									
203会議室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円																																																																																																																																																									
401会議室	1,000円	1,400円	1,000円	2,400円	2,400円	3,400円																																																																																																																																																									

改正後								改正前																																																															
402会議室 1,000円 1,400円 1,000円 2,400円 2,400円 3,400円								402会議室 1,000円 1,400円 1,000円 2,400円 2,400円 3,400円																																																															
403会議室 1,000円 1,300円 1,000円 2,300円 2,300円 3,300円								403会議室 1,000円 1,300円 1,000円 2,300円 2,300円 3,300円																																																															
備考								備考																																																															
1 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するときの使用料の額は、この表に掲げる額の3倍に相当する額とする。								1 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するときの使用料の額は、この表に掲げる額の3倍に相当する額とする。																																																															
2 冷暖房を使用する期間においては、この表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。								2 冷暖房を使用する期間においては、この表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。																																																															
イ トレーニング室の使用料 1人1回につき250円								イ トレーニング室の使用料 1人1回につき250円																																																															
(2) 盛岡市都南勤労福社会館 ア 貸切使用の場合の使用料								<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後6時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> <th>午後1時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後1時まで</th> <th>午後1時から午後6時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>7,000円</td> <td>10,000円</td> <td>15,000円</td> <td>17,000円</td> <td>25,000円</td> <td>32,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1会議室</td> <td>2,000円</td> <td>2,400円</td> <td>2,000円</td> <td>4,400円</td> <td>4,400円</td> <td>6,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>2,000円</td> <td>2,400円</td> <td>2,000円</td> <td>4,400円</td> <td>4,400円</td> <td>6,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1研修室</td> <td>2,000円</td> <td>2,400円</td> <td>2,000円</td> <td>4,400円</td> <td>4,400円</td> <td>6,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td>2,000円</td> <td>2,400円</td> <td>2,000円</td> <td>4,400円</td> <td>4,400円</td> <td>6,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>2,000円</td> <td>2,400円</td> <td>2,000円</td> <td>4,400円</td> <td>4,400円</td> <td>6,400円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午前9時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午前9時から午後9時まで	大ホール	7,000円	10,000円	15,000円	17,000円	25,000円	32,000円		第1会議室	2,000円	2,400円	2,000円	4,400円	4,400円	6,400円		第2会議室	2,000円	2,400円	2,000円	4,400円	4,400円	6,400円		第1研修室	2,000円	2,400円	2,000円	4,400円	4,400円	6,400円		第2研修室	2,000円	2,400円	2,000円	4,400円	4,400円	6,400円		図書室	2,000円	2,400円	2,000円	4,400円	4,400円	6,400円	
区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午前9時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午前9時から午後9時まで																																																																
大ホール	7,000円	10,000円	15,000円	17,000円	25,000円	32,000円																																																																	
第1会議室	2,000円	2,400円	2,000円	4,400円	4,400円	6,400円																																																																	
第2会議室	2,000円	2,400円	2,000円	4,400円	4,400円	6,400円																																																																	
第1研修室	2,000円	2,400円	2,000円	4,400円	4,400円	6,400円																																																																	
第2研修室	2,000円	2,400円	2,000円	4,400円	4,400円	6,400円																																																																	
図書室	2,000円	2,400円	2,000円	4,400円	4,400円	6,400円																																																																	
備考								備考																																																															
1 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するときの使用料の額は、この表に掲げる額の3倍に相当する額とする。								1 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するときの使用料の額は、この表に掲げる額の3倍に相当する額とする。																																																															
2 この表に掲げる額にかかるわらず、大ホールを体育の目的で使用する場合の使用料の額は、1時間までごとに1,300円(大ホールの2分の1を使用する場合にあっては650円、大ホールの4分の1を使用する場合にあっては330円)とする。								2 この表に掲げる額にかかるわらず、大ホールを体育の目的で使用する場合の使用料の額は、1時間までごとに1,300円(大ホールの2分の1を使用する場合にあっては650円、大ホールの4分の1を使用する場合にあっては330円)とする。																																																															
3 稼働を使用する期間においては、使用時間1時間までごとに100円を								3 稼働を使用する期間においては、使用時間1時間までごとに100円を																																																															

改正後							改正前						
(2) 盛岡市済民労働者研修センター							暖房料として徴収する。ただし、大ホールの貸切使用については、暖房器具1基につき1時間までごとに250円を暖房料として徴収する。						
区分 午前9時から午後1時まで 午後5時から午後9時まで 午前9時から午後1時まで 午前9時から午後1時まで 9時まで 9時まで							1 大ホールを体育の目的で個人が使用する場合の使用料 1人1回につき350円。ただし、暖房器具を使用するときは、1基につき1時間までごとに250円を暖房料として徴収する。						
(3) 盛岡市済民労働者研修センター							暖房料として徴収する。						
区分 午前9時から午後1時まで 午後5時から午後9時まで 午前9時から午後1時まで 9時まで 9時まで							2 暖房料を使用する場合は、使用時間4時間までごとに340円を暖房料として徴収する。						
(4) サンライフ盛岡							暖房料として徴収する。						
ア 研修室等の使用料							3 研修室等の使用料						
区分 午前9時から午後5時まで 午前9時から午後9時まで 午前9時から午後9時まで							区分 午前9時から午後5時まで 午前9時から午後9時まで 9時まで						
研修室 600円 1,000円 800円 1,600円 1,800円 2,400円							研修室 600円 1,000円 800円 1,600円 1,800円 2,400円						
会議室 1,000円 1,700円 1,400円 2,700円 3,100円 4,100円							会議室 1,000円 1,700円 1,400円 2,700円 3,100円 4,100円						
第1集会室 600円 1,000円 800円 1,600円 1,800円 2,400円							第1集会室 600円 1,000円 800円 1,600円 1,800円 2,400円						

改正後							改正前													
第2集会室							第2集会室													
区分 午前9時から正午まで 9時まで 午後3時から午後5時まで 5時まで 午後7時から午後9時まで 9時まで							区分 午前9時から正午まで 9時まで 午後3時から午後5時まで 5時まで 午後7時から午後9時まで 9時まで													
クラブ室(せきれい) 800円 1,400円 1,100円 2,200円 2,500円 3,300円							クラブ室(せきれい) 800円 1,400円 1,100円 2,200円 2,500円 3,300円													
クラブ室(かきつけた) 400円 800円 600円 1,200円 1,400円 1,800円							クラブ室(かきつけた) 400円 800円 600円 1,200円 1,400円 1,800円													
クラブ室(いわで) 600円 1,000円 800円 1,600円 1,800円 2,400円							クラブ室(いわで) 600円 1,000円 800円 1,600円 1,800円 2,400円													
クラブ室(ひめかみ) 400円 800円 600円 1,200円 1,400円 1,800円							クラブ室(ひめかみ) 400円 800円 600円 1,200円 1,400円 1,800円													
多目的室 1,000円 1,700円 1,400円 2,700円 3,100円 4,100円							多目的室 1,000円 1,700円 1,400円 2,700円 3,100円 4,100円													
音楽室 300円 500円 400円 800円 900円 1,200円							音楽室 300円 500円 400円 800円 900円 1,200円													
備考																				
1 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するときの使用料の額は、この表に掲げる額の3倍に相当する額とする。																				
2 冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。																				
イ スポーツ室の使用料																				
区分 午前9時から正午まで 9時まで 午後3時から午後5時まで 5時まで 午後7時から午後9時まで 9時まで							区分 午前9時から正午まで 9時まで 午後3時から午後5時まで 5時まで 午後7時から午後9時まで 9時まで													
全面使用 3,000円 3,000円 2,000円 2,000円 2,000円							全面使用 3,000円 3,000円 2,000円 2,000円 2,000円													
半面使用 1,500円 1,500円 1,000円 1,000円 1,000円							半面使用 1,500円 1,500円 1,000円 1,000円 1,000円													
備考																				
1 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するときの使用料の額は、この表に掲げる額の3倍に相当する額とする。																				
2 暖房を使用する期間においては、この表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料として徴収する。																				

議案第 34 号

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の改正に伴い、技術管理者の資格要件を改めようとするものである。

2 改正の内容

市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格に、次に掲げる者を加える。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく専門職大学の前期課程の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて修了した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法に基づく専門職大学の前期課程の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて修了した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

3 施行期日

平成31年4月1日

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 平成6年9月30日条例第40号</p> <p>改正 略 <u>平成31年3月 日条例第 40号</u></p> <p>盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 目次及び第1条から第21条の14まで 略 (技術管理者の資格)</p> <p>第21条の15 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(技術士法施行規則(昭和59年総理府令第5号)第2条第5号の化学部門、同条第10号の上下水道部門又は同条第11号の衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)</p> <p>(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(3) 次のアからクまでに掲げる者</p> <p>ア 2年以上法第20条の環境衛生指導員の職にあった者</p> <p>イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。ウにおいて同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。ウにおいて同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>ウ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>○盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 平成6年9月30日条例第40号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 目次及び第1条から第21条の14まで 略 (技術管理者の資格)</p> <p>第21条の15 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(技術士法施行規則(昭和59年総理府令第5号)第2条第5号の化学部門、同条第10号の上下水道部門又は同条第11号の衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)</p> <p>(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(3) 次のアからクまでに掲げる者</p> <p>ア 2年以上法第20条の環境衛生指導員の職にあった者</p> <p>イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。ウにおいて同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。ウにおいて同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>ウ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

改正後	改正前
<p>エ 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門大学の前期課程を含む。オにおいて同じ。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校的理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。オにおいて同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>オ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校的理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>カ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>キ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>ク 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者</p> <p>第22条から第35条まで 略 附 則 略</p>	<p>エ 学校教育法に基づく短期大学 若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校的理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。オにおいて同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した 後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>オ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校的理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した 後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>カ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>キ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>ク 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者</p> <p>第22条から第35条まで 略 附 則 略</p>

改正後	改正前
<p><u>附 則(平成31年条例第一号)</u> この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>	
別表 略	別表 略

議案第 35 号

盛岡市武道館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市立武道館の改修に伴い、冷房を使用する場合に冷房料を徴収しようとするものである。

2 改正の内容

柔道場又は剣道場において冷房を使用する場合は、実費の範囲内で市長の定める額を冷房料として徴収することとする。

3 施行期日

平成31年4月1日

盛岡市武道館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前																																										
○盛岡市武道館条例 昭和56年3月27日条例第19号 改正 略 <u>平成31年3月 日条例第 号</u> 盛岡市武道館条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 (利用料金) 第9条 指定管理者が管理する武道館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。 2 利用料金の額は、前条第1項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 3 使用者は、第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならぬ。 第10条から第20条まで 略 附 則 略 <u>附 則（平成31年条例第 号）</u> <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u> 別表（第8条関係） (1) 柔道場使用料及び剣道場使用料	○盛岡市武道館条例 昭和56年3月27日条例第19号 改正 略 盛岡市武道館条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 (利用料金) 第9条 指定管理者が管理する武道館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。 2 利用料金の額は、前条第1項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 3 使用者は、第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならぬ。 第10条から第20条まで 略 附 則 略 別表（第8条関係） (1) 柔道場使用料及び剣道場使用料																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">区分</td> <td style="width: 10%;">午前 9</td> <td style="width: 10%;">午後 1</td> <td style="width: 10%;">午後 5</td> <td style="width: 10%;">午前 9</td> <td style="width: 10%;">午後 1</td> <td style="width: 10%;">午前 9</td> </tr> <tr> <td>時 から</td> </tr> <tr> <td>午後 1</td> <td>午後 5</td> <td>午後 9</td> <td>午後 5</td> <td>午後 9</td> <td>午後 5</td> <td>午後 9</td> </tr> </table>	区分	午前 9	午後 1	午後 5	午前 9	午後 1	午前 9	時 から	午後 1	午後 5	午後 9	午後 5	午後 9	午後 5	午後 9	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">区分</td> <td style="width: 10%;">午前 9</td> <td style="width: 10%;">午後 1</td> <td style="width: 10%;">午後 5</td> <td style="width: 10%;">午前 9</td> <td style="width: 10%;">午後 1</td> <td style="width: 10%;">午前 9</td> </tr> <tr> <td>時 から</td> </tr> <tr> <td>午後 1</td> <td>午後 5</td> <td>午後 9</td> <td>午後 5</td> <td>午後 9</td> <td>午後 5</td> <td>午後 9</td> </tr> </table>	区分	午前 9	午後 1	午後 5	午前 9	午後 1	午前 9	時 から	午後 1	午後 5	午後 9	午後 5	午後 9	午後 5	午後 9												
区分	午前 9	午後 1	午後 5	午前 9	午後 1	午前 9																																					
時 から	時 から	時 から	時 から	時 から	時 から	時 から																																					
午後 1	午後 5	午後 9	午後 5	午後 9	午後 5	午後 9																																					
区分	午前 9	午後 1	午後 5	午前 9	午後 1	午前 9																																					
時 から	時 から	時 から	時 から	時 から	時 から	時 から																																					
午後 1	午後 5	午後 9	午後 5	午後 9	午後 5	午後 9																																					

改正後							改正前						
時まで	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで
団体使用	2,000円	2,000円	3,000円	3,200円	4,000円	5,600円	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで
個人使用	一般	1人1回につき100円（午後5時以後使用する場合にあつては、120円）					一般	1人1回につき100円（午後5時以後使用する場合にあつては、120円）					
	小学生、中学 生及び高校 生	1人1回につき30円（午後5時以後使用する場合にあつては、40円）					小学生、中学 生	1人1回につき30円（午後5時以後使用する場合にあつては、40円）					
備考							備考						
1 団体使用の使用料は、15人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。							1 団体使用の使用料は、15人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。						
2 団体使用の場合において、午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額とする。							2 団体使用の場合において、午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額とする。						
3 <u>冷暖房</u> を使用する場合には、実費の範囲内で市長の定める額を <u>冷暖房料</u> として徴収する。							3 <u>暖房</u> を使用する場合には、実費の範囲内で市長の定める額を <u>暖房料</u> として徴収する。						
(2) 拡声装置使用料 1回につき 1,000円							(2) 拡声装置使用料 1回につき 1,000円						

議案第 36 号

盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

水道法施行令（昭和32年政令第 336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 布設工事監督者の資格に、学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程において土木科又はこれに相当する課程を修めて修了した者で、その後5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものを加える。
- (2) 水道技術管理者の資格に、次に掲げる者を加える。
 - ア 学校教育法による専門職大学の前期課程において土木工学科以外の工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて修了した者で、その後6年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
 - イ 学校教育法による専門職大学の前期課程において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて修了した者で、その後7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 技術士試験の上下水道部門の第2次試験の選択科目のうち、水道環境が廃止されたことに伴う規定の整理を行う。

3 施行期日

平成31年 4月 1日

盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例 平成24年12月25日条例第80号 改正 略 平成31年3月 日条例第 1 号 盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例 (趣旨) 第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者（当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者をいう。以下同じ。）及び水道技術管理者の資格について定めるものとする。 (布設工事監督者を配置する工事) 第2条 法第12条第1項の条例で定める水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げる増設若しくは改造の工事とする。 (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事 (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模な改造に係る工事 (布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した者又は旧大学令</p> <p>○盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例 平成24年12月25日条例第80号 改正 略 盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例 (趣旨) 第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者（当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者をいう。以下同じ。）及び水道技術管理者の資格について定めるものとする。 (布設工事監督者を配置する工事) 第2条 法第12条第1項の条例で定める水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げる増設若しくは改造の工事とする。 (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事 (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模な改造に係る工事 (布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した者又は旧大学令</p>	

改正後	改正前
<p>(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（以下「第1号卒業者」という。）で、その後2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者（以下「第2号卒業者」という。）で、その後3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）で、その後5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(4) 学校教育法による高専学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者で、その後7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 第1号卒業者又は第2号卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号卒業者にあっては1年以上、第2号卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低修業年数以上水道に</p> <p>(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（以下「第1号卒業者」という。）で、その後2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者（以下「第2号卒業者」という。）で、その後3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学 _____若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者_____で、その後5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(4) 学校教育法による高専学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者で、その後7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 第1号卒業者又は第2号卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号卒業者にあっては1年以上、第2号卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低修業年数以上水道に</p>	

改正後	改正前
<p>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道_____を選択した者に限る。）で、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条の規定による布設工事監督者の資格を有する者</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学科以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）で、その後同条第1号に規定する学校を卒業した者にあっては4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）にあっては6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）で、その後同条第1号に規定する学校を卒業した者にあっては5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）にあっては7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者で、その後それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとにそれぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号の講習の課程を修了した者</p> <p>2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（平成31年条例第1号）</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の日前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例第3条第8号の規定の適用については、同項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。</p>	<p>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）で、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条の規定による布設工事監督者の資格を有する者</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学科以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した者_____、その後同条第1号に規定する学校を卒業した者にあっては4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者_____にあっては6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した者_____で、その後同条第1号に規定する学校の卒業者_____にあっては5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者_____にあっては7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者_____にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者で、その後それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号の講習の課程を修了した者</p> <p>2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>定する学校を卒業した者ごとにそれぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号の講習の課程を修了した者</p> <p>2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（平成31年条例第1号）</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の日前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例第3条第8号の規定の適用については、同項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。</p>	<p>者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号の講習の課程を修了した者</p> <p>2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>